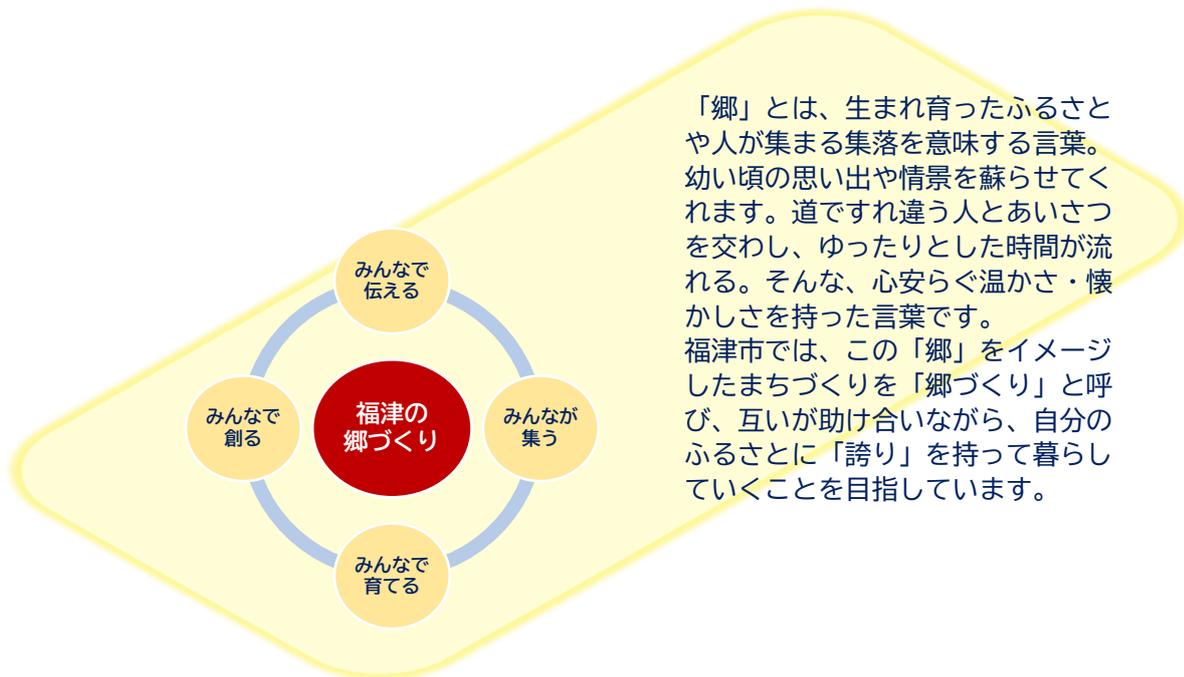


郷づくり ガイドブック

Ver. 2025

この冊子は、概ね小学校区を単位とする地域自治の取り組み「郷づくり」について、市のビジョンをお知らせし、誰もがまちづくりの担い手となって身近な地域活動に取り組んでいただくために作成しました。地域で活躍する皆さんが力を結集し、それぞれの地域に合わせたかたちでの郷づくりを進めていく上での一助となれば幸いです。

福津市 市民共働部 地域コミュニティ課



「郷」とは、生まれ育ったふるさとや人が集まる集落を意味する言葉。幼い頃の思い出や情景を蘇らせてくれます。道ですれ違う人とあいさつを交わし、ゆったりとした時間が流れる。そんな、心安らぐ温かさ・懐かしさを持った言葉です。福津市では、この「郷」をイメージしたまちづくりを「郷づくり」と呼び、互いが助け合いながら、自分のふるさとに「誇り」を持って暮らしていくことを目指しています。

目次

はじめに	2
1. 福津の郷づくり	3
(1) 郷づくり	3
(2) 郷づくりのあゆみ	3
(3) 郷づくり計画	4
(4) 区域と拠点	6
2. 地域自治の推進	8
(1) 現状と課題	8
(2) 行政サービスの限界	9
(3) 地域自治のめざす姿	10
3. 協議会	10
(1) 協議会の組織	10
(2) 協議会の役割	11
(3) 協議会の事業（活動）	12
(4) 協議会活動への期待と支援	19
4. 協議会の活動事例集	26
5. 参考資料	30
(1) 年表（取組の経緯）	30
(2) 構想・計画等	34
(3) 関連例規	38

はじめに

福津市では、誰もが健康で幸せに暮らし続けられる、地域への愛着と誇りが持て住民同士の絆が育まれている、「住んでみたい、住んで良かった、住み続けたい」と感じることができ、魅力あふれるまちづくりに取り組んでいます。

福津市のまちづくりの主役は、これまでも、これからも「市民の皆さん」です。

平成 20 年 12 月に施行した『福津市みんなですすめるまちづくり基本条例』では、市民の皆さん、事業者等、行政、議会がこのまちをどのようにしていきたいのか、それぞれの役割と責任はどこにあるのかが示されています。

「地域自治」の主役は、市民の皆さんです

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、互いに尊重し、地域自治をすすめるよう努めるものとする。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って、次世代に住みよいまちを引継ぐため、積極的かつ主体的にまちづくり活動に参画するよう努めるものとする。

(市民参画)

第 9 条 市民及び事業者等は、自由及び平等な立場でまちづくりに参画する権利を有するものとする。

2 市は、まちづくりの基本となる施策の立案にあたっては、意見聴取その他多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民及び事業者等が参画する機会を確保することに努めなければならない。

(共働)

第 10 条 市民、事業者等及び市は、共働で地域自治の課題解決に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する取組みに対し、支援するよう努めなければならない。

(地域づくり)

第 11 条 市民、事業者等及び市は、地域づくりの担い手であることを認識し、地域を守り育てるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めるものとする。

福津市は、市民同士で助け合う心を育みながら、人がつながり活躍する「共助」のまち、市民、各種団体、企業などが行政と情報や課題を共有し対等な立場で一緒に行動する「共働」のまちを目指しています。

市内には 8 つの「郷づくり推進協議会（以下「協議会」という。）」があり、市は、市政運営のパートナーとして、共働によるまちづくりを進めてきました。

協議会は市政運営のパートナー 郷づくりの活動は「地域自治の基盤」です

市は、地域の実情に応じたさまざまな活動が進むように協議会との絆をより強固にし、情報や課題の共有、役割分担、支援等を図りながら、人がつながり活躍する「共助」と多様な主体がともに行動する「共働」のまちづくりを推進します。

1. 福津の郷づくり

(1) 郷づくり

地域の課題を最も知っているのは地域で暮らす住民や活動する団体であり、将来のイメージ（地域像）を描けるのもその地域で暮らす住民や団体です。

福津市では、「地域づくり」のうち地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と定義しています。郷づくりは、身近な課題などを住民自ら考え、行動し、豊かな地域生活が実感できる「地域自治」の実現につながります。

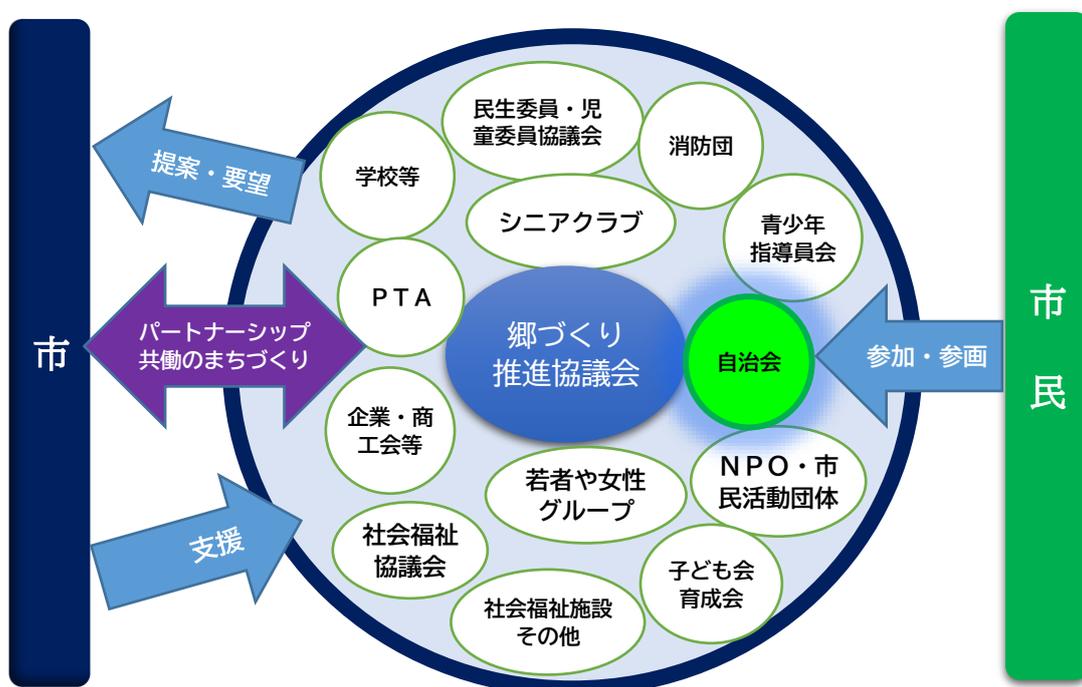
「郷づくり」とは

地域住民が主体(主役)の「地域づくり活動」

- ・自分たちの地域は自分たちで守り育てる
- ・多様な主体(地域住民や地域で活動する人たち)が力を結集する
- ・目標を共有し、魅力ある地域づくりに取り組む
- ・身近な地域課題は市と共働し解決する

郷づくりは、「市民が主役の地域自治活動」で、市民と市が共通の目標を持ち、力を合わせて住み良い、魅力あるまちづくりに取り組むことを意味します。身近な地域課題は、地域の多様な主体が市と共働し解決していくのが効果的です。地域でできることは地域で、市と一緒に取り組むべきものは共働で、市がやるべきことは市で実現していく、という役割分担と共働によるまちづくりが、郷づくりです。

[共働のまちづくり (イメージ図)]



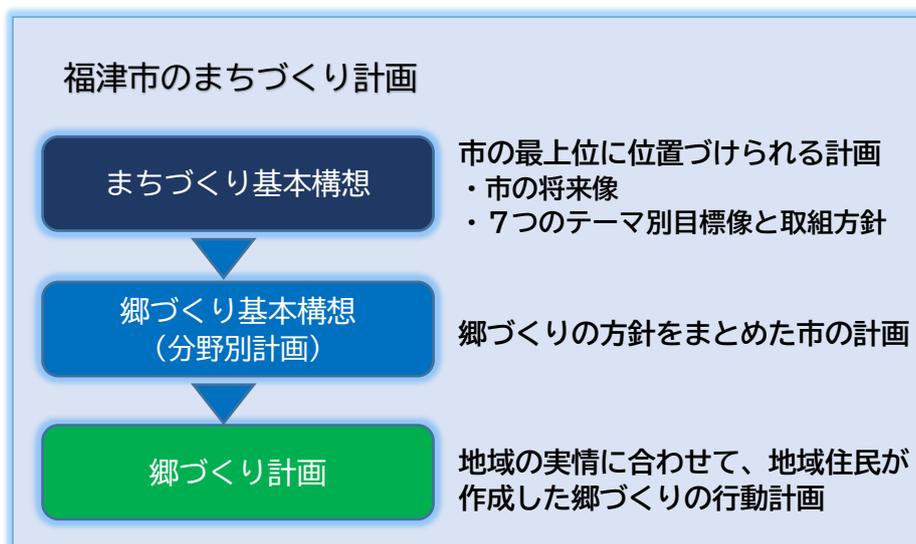
(2) 郷づくりのあゆみ

福津市では、平成 19 年度、地域住民や地域で活動する団体同士が協議会を設立し、「自分たちの地域は、自分たちの手で」という意識と目標を共有し、郷づくりに取り組んでいます。各年度における取組状況（概要）は次表のとおりです。

年度	主な取組
H19年度	「郷づくり」の取組みがスタート、郷づくり推進部署設置 全地域で「協議会」設立、地域担当職員（部・課長級）配置
H20年度	「みんなですすめるまちづくり基本条例」施行
H21年度	郷づくりマネージャー配置、共働推進会議設置（第1期）
H22年度	行政区長委嘱制度廃止（3月）
H23年度	自治会交付金創設（4月） 共働推進会議設置（第2期）
H25年度	協議会新体制（自治会が組織の基軸団体）スタート 代表者会議設置、専任事務局員雇用開始
H26年度	地域予算制度（郷づくり推進事業交付金）スタート
H29年度	「福津市郷づくり基本構想」策定
H30年度	地域ごとに「郷づくり計画」策定、職員研修制度導入
令和3年度	郷づくりHPリニューアル
令和4年度	共働推進会議設置（第3期）
令和6年度	共働推進会議設置（第4期）、「実行プラン」策定

※詳細は「4. 参考資料（1）年表（取組の経緯）」に記載しています。

（3）郷づくり計画



福津市における地域自治推進の根拠としては、市の総合計画やまちづくり基本構想に掲げた将来像を実現するための基盤として「地域自治」を位置づけたこと、市民参画及び共働による自律した「地域自治の実現」を図るために「まちづくり基本条例」を制定したこと、この2つがあげられます。

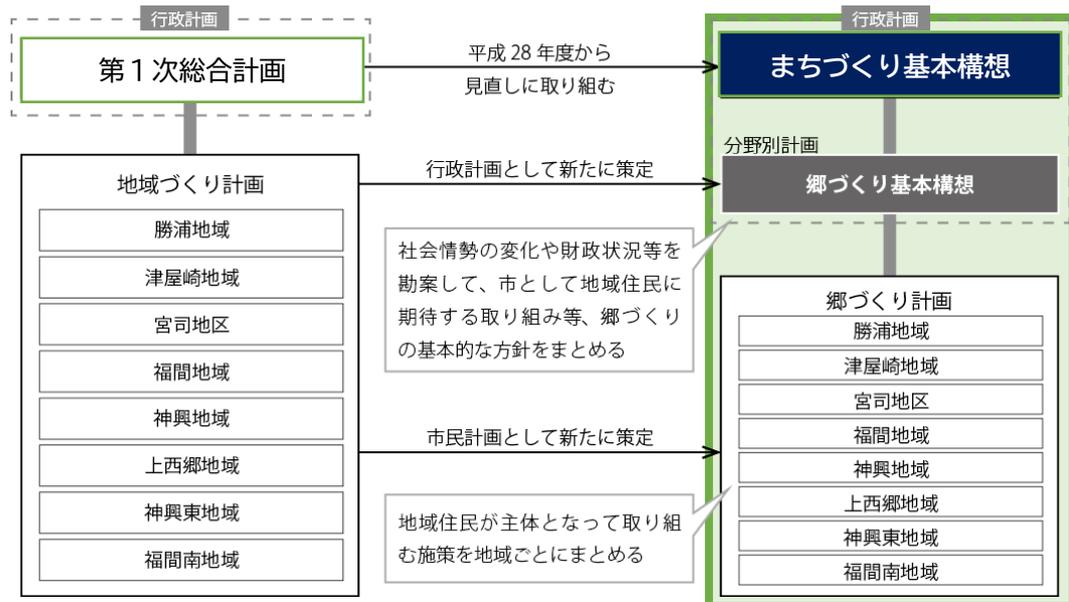
まちづくり条例

平成20年12月施行の「みんなですすめるまちづくり基本条例」では、誰もがまちづくりの担い手になり、おおむね小学校区域単位で協議会を設立し、地域自治の実現に努めることを明記しています。

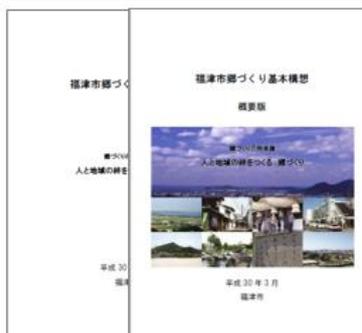
総合計画・基本構想

「福津市総合計画（平成 19 年 4 月策定）」では、7つの分野別目標の一番目を「みんなの力で地域自治をすすめるまち」とし、「地域自治の実現」は、総合計画の将来像実現の前提条件と位置づけています。

「福津市まちづくり基本構想（令和元年 9 月策定）」では、郷づくりの活動は地域自治の基盤であり、「郷づくりの基軸となる自治会単位の取り組みや郷づくりの活動をさらに充実させ、市民同士で助け合う心を育みながら、人がつながり活躍する共助のまちをめざす」としています。



郷づくり基本構想



福津市郷づくり基本構想(平成 30 年 3 月策定)では、「協議会や自治会の位置づけや役割を明確にしなが、市が期待する郷づくり地域の役割や支援方針等を体系的にまとめ、今後の郷づくりの指針となる『郷づくり基本構想』を策定し、地域住民が主体となった持続性のある郷づくりとすることをめざす」としています。

将来像（郷づくり基本構想）

人と地域の絆をつくる 郷づくり

- ・ 全ての人 (=市民) が生きがいを持って、いきいきと活動できる郷づくりを目指す。
- ・ 様々な団体・組織と連携しながら市民の手により、地域の課題を地域で解決していくことができる郷づくりを目指す。
- ・ 人の絆、地域としての絆をそれぞれ深めるとともに、郷づくりを通じて様々な絆をより強くすることで、子どもから高齢者まで全ての市民が支え合いながら安心・安全に暮らすことができる郷づくりを目指す。

郷（地域）づくり計画



□第1次（平成17～18年度）

「地域づくり計画」は、おおむね小学校区域ごとに将来像や課題を明記した郷づくりの羅針盤で、市民の話し合いでつくりました。子育て、防犯防災、福祉、環境景観の4つの必須分野からなり、地域でできること、行政と一緒にやることに分けて10年間の計画をたてています。

□第2次（平成30年度）

「郷づくり計画」は、郷づくりの基本的な方針である「郷づくり基本構想（平成30年3月策定）」を踏まえ、地域の将来像や活動分野・基本方針など、地域住民が主体となって取り組む施策を地域ごとにまとめています。必須分野（「福祉」、「防犯・防災」）と選択分野（子育て環境・景観、文化・交流など）からなり、計画期間は、第2次福津市総合計画の計画期間（2025年（平成37年）まで）を基本としています。

（4）区域と拠点

郷づくりの区域は、子どもたちとのつながりや、知り合いがしやすい小学校区の範囲としています。歴史的に言えば、昭和の大合併（昭和29年頃）以前の村という単位です。津屋崎小学校区は、行政区域の数や歴史的な背景から「宮司」と「津屋崎」に分けています。

8つの郷づくり地域



地域	行政区
勝浦	奴山、桂区、西東、勝浦浜、勝浦松原、塩浜
津屋崎	在自、須多田、大石、生家、梅津、未広、渡、東町1、東町2、天神町、新成区、岡の2、岡の3、新町、北の1、北の2、五反田、新東区、堅川
宮司	善福、的岡、宮司1、宮司2、宮司3、宮司西、宮司ヶ丘、星ヶ丘
福間	南町、緑町、本町、古町、福間松原、昭和、西福間1、西福間5、大和1、大和2、花見1、花見2、花見3、花見4
神興	手光、手光2区、冠、小竹、東福間1、東福間2、東福間3、東福間4、東福間5、東福間6、東福間7、東福間8、東福間9、東福間10、東福間11、東福間12、高平、光陽台4、光陽台5、光陽台6
上西郷	畦町、本木、舎利蔵、内殿、上西郷
神興東	通り堂、津丸、久末、八並、桜川、若木台1、若木台2、若木台3、若木台4、若木台5、若木台6、あけぼの、三角
福間南	四角、両谷、原町1、原町2、原町3、有弥の里1、有弥の里2、光陽台1、光陽台2、光陽台3、光陽台南、日蒔野1、日蒔野2、日蒔野3、日蒔野4、日蒔野5、日蒔野6

郷づくりの拠点

名称	拠点場所	電話番号	ホームページ
勝浦地域 郷づくり推進協議会	 勝浦郷づくり交流センター 勝浦 2274-1	52-2217	
津屋崎地域 郷づくり推進協議会	 津屋崎郷づくり交流センター (津屋崎行政センター内) 津屋崎 1-7-2	52-1553	
宮司地区 郷づくり推進協議会	 宮司コミュニティセンター 宮地浜 2-15-1	52-0780	
福間地域 郷づくり推進協議会	 福間郷づくり交流センター 西福間 2-7-33	72-1085	
神興地域 郷づくり推進協議会	 神興郷づくり交流センター 東福間 6-4-1	43-0621	
上西郷地域 郷づくり推進協議会	 上西郷郷づくり交流センター 内殿 591-15	72-5093	
神興東地域 郷づくり推進協議会	 神興東郷づくり交流センター 久末 236-1	43-1421	
福間南地域 郷づくり推進協議会	 福間南郷づくり交流センター 日蒔野 4-19-1	72-5138	

ふくつの郷づくり

ホームページ

紹介ちらし



郷づくり

自治会



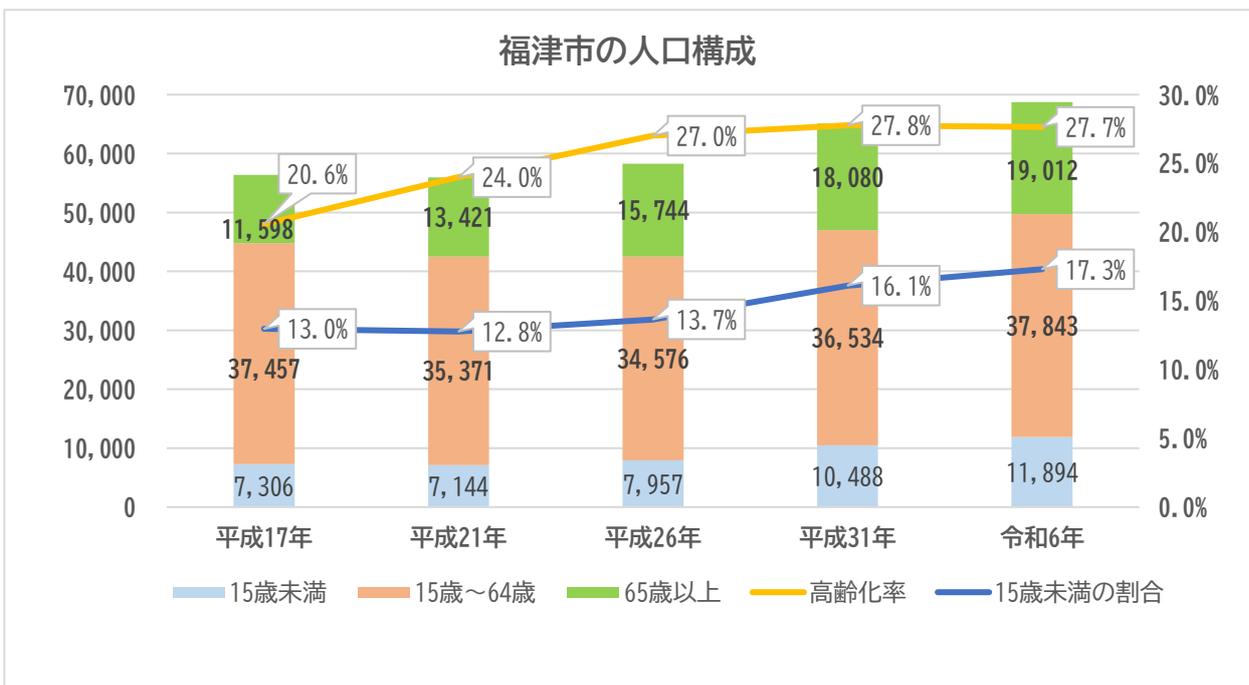

2. 地域自治の推進

(1) 現状と課題

福津市の現状



福津市は、豊かな自然、歴史や文化に恵まれた「自然志向の落ち着いた暮らし」と、広域的な交通利便性や買い物環境などに富む「都市的な賑わいのある暮らし」、この両方を楽しめる「自然共生都市」として成長しています。JR福間駅周辺のインフラ整備や大型商業施設の進出など、福津ブランドの価値(快適性、利便性、安全性等)が高まり、平成25年度以降、子育て世代を中心に市外からの人口流入は高い比率を示しています。



地域の現状

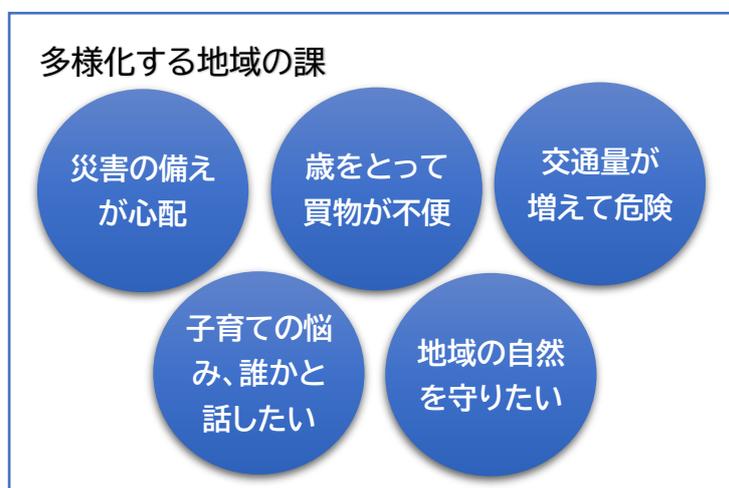
- ・ 少子高齢化、核家族化の進展
- ・ 地域コミュニティの希薄化
- ・ 価値観やライフスタイルの多様化
- ・ 人口急増地域と人口減少地域の混在化
- ・ 地域活動の担い手不足
- ・ 多様化・複雑化する地域課題

その一方、地域に目を向けると、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の変化、価値観の多様化などにより従来の地域での支え合いの基盤の希薄化も進んでいます。地域によっては、人口減少(集落の縮小)や高齢化が進み、伝統行事や環境保全などの共同作業が困難になるなど、自治会機能の低下が危惧されます。

住民基本台帳人口(各年3月末現在)

郷づくり 地域	人口				R6年の内訳		年度比較(H21:R6)	
	H21年	H26年	H31年	R6年	15歳未満	65歳以上	増減数	増減率
勝浦	1,290	1,174	1,110	1,048	98	465	△242	△18.8%
津屋崎	7,172	7,524	7,939	8,543	1,438	2,287	1,371	19.10%
宮司	6,172	7,028	7,584	8,286	1,405	2,180	2,114	34.30%
福間	11,272	11,365	16,464	17,897	3,191	4,293	6,625	58.80%
神興	8,058	7,388	6,607	6,483	639	2,768	△1,575	△19.5%
上西郷	3,030	2,792	2,688	2,709	314	1,014	△321	△10.6%
福間南	11,620	13,318	14,989	16,230	3,505	3,548	4,610	39.70%
神興東	7,322	7,688	7,721	7,553	1,004	2,457	231	3.20%
合計	55,936	58,277	65,102	68,749	11,594	19,012	12,813	22.90%

[地域の課題]

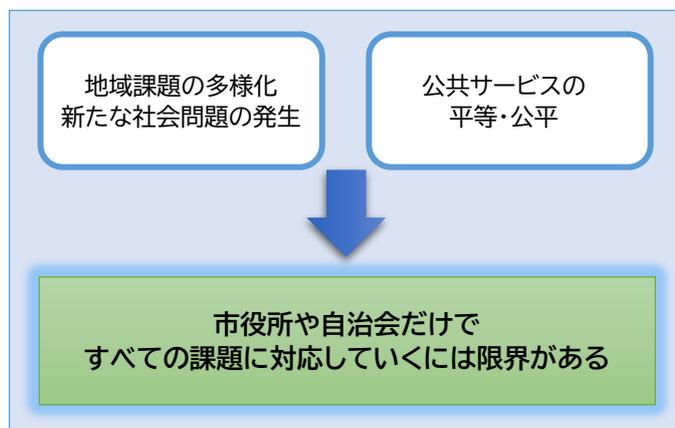


地域課題とは、地域で生活する中での困りごとや心配ごとのことです。高齢者世帯の増加、核家族化、子育ての孤立化、ご近所付き合いの希薄化など、社会の変化に伴い、以前はなかったような地域の課題が出てきています。

例えば「買い物が不便、話し相手がいない、孤独死が心配、地震・災害の備えが心配、子どもの遊び場がない、子ども会活動が継続しにくい、

夜道が暗い、交通量が増えて危険、耕作放棄地が増加している、松林や干潟など地域の自然を守りたい、不法投棄が後を絶たない、空き家が管理されていないなど」が挙げられます。昔に比べ、問題は多岐にわたっています。

(2) 行政サービスの限界

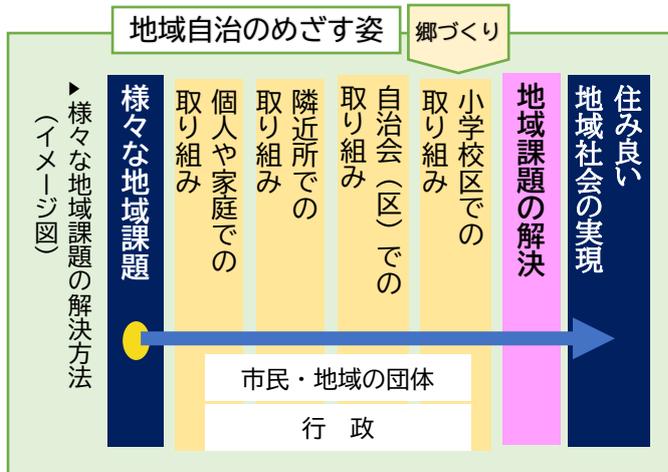


近年、地域的・社会的な課題が複雑化・多様化しています。行政が提供する一律公平な公共サービス（教育・医療・福祉・消防・公共交通など生活する上で必要なサービス）や、市民（個人）による地域活動だけではすべての市民の思いに対応することが難しくなってきました。

地域を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、地域の課題はまず地域で協議し、解決のための取組を進めるといった地域自治の仕組みが求められています。

(3) 地域自治をめざす姿

地域が抱えている課題を解決し、地域コミュニティを維持していくためには、従来の地縁による住民同士の結びつきに加え、地域活動を支える市民団体との連携や世代、性別、立場を超えて話し合いや決め事を行う仕組みをつくるのが大切です。また、同時に現在抱えている



担い手不足、活動者不足を補うためにも、自治会機能を広域で支え合う体制が必要です。

福津市では、平成 19～20 年度、概ね小学校単位で 8 つに分けた地域に協議会が立ち上がりました。行政からの押し付けではなく、住民 1 人ひとりが自ら住む地域を良くしようと考え、参加し、支え合う仕組み。住民、団体、市がお互いを尊重し合い、その活動を支える共働の仕組みが、これからの地域自治をめざす姿であると考えます。

3. 協議会

(1) 協議会の組織

[協議会の構成団体]

協議会は、「地域の個性や魅力を生かした、自主的、主体的なまちづくり」を行うための住民主役の自主的な組織であり、自治会を基軸として、各種団体、事業所等で構成しています。

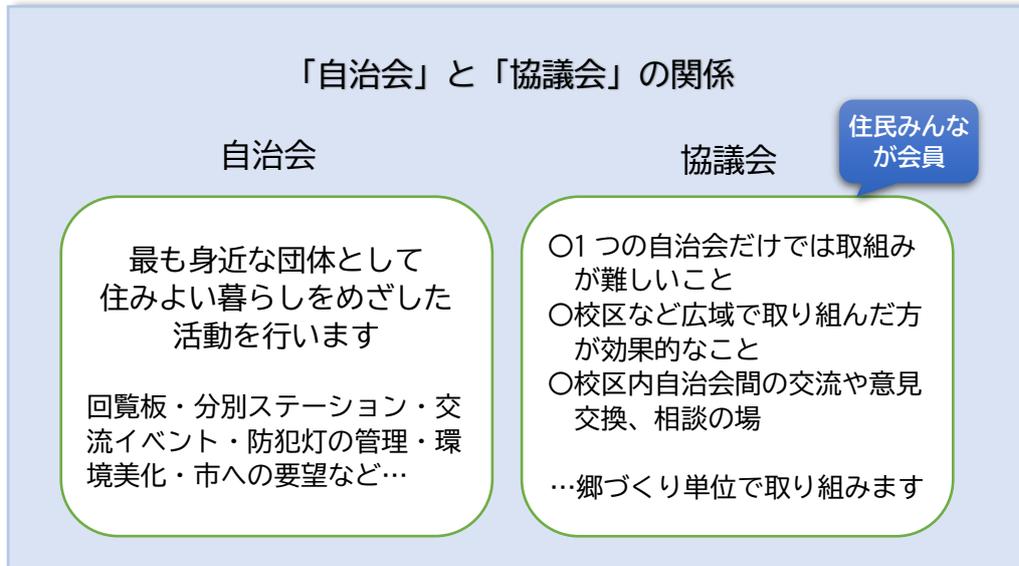


協議会は、校区内の全住民を対象にした、校区を包括し代表する住民自治組織。すべての自治会が構成団体となることで、校区全体の意見集約や総意形成が可能になります。

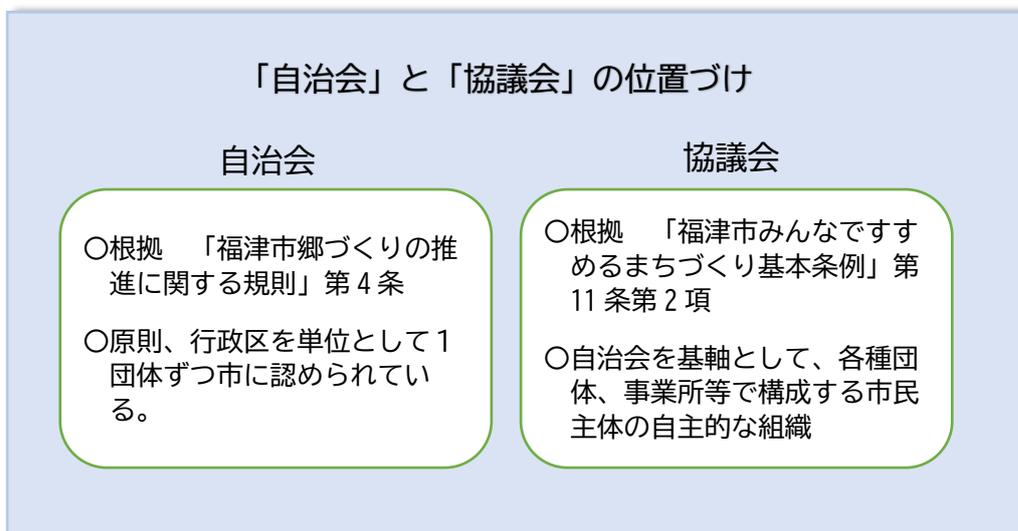
また、各種団体が構成団体となることで、福祉・環境・教育・青少年健全育成などテーマで活動する団体の意見を吸い上げることができます。

福津市では、協議会で話し合っただけで決定したことが、地域住民の総意とみなされるように、自治会を基軸とした組織にしています。

[自治会と協議会]



自治会は住民にとって一番身近な自治組織であり、地域生活向上のため、お互いの理解と信頼の上に立った連帯と協力によって運営されています。自治会の役割や業務が協議会に移るわけではありません。自治会活動を広域で補完する組織が協議会です。自治会同士の交流や情報交換がすすむことで、個々の自治会活動が見直されたり、校区全体での取り組みが始まったりすることは考えられますが、一番身近な住民組織である自治会の役割はこれまでどおりです。むしろ、地域福祉や防災は、組や自治会といった小さな単位での支え合いが基本になりますので、自治会の果たすべき役割は、ますます重要になります。



「郷づくり基本構想」における自治会の位置づけは、地縁により形成された住民自治組織です。「福津市郷づくりの推進に関する規則」第4条の自治会をいい、原則、行政区を単位として1団体ずつ市により認められています。

(2) 協議会の役割

協議会の役割は、次のとおりです。

- ①協議会は、郷づくり地域の代表として市と共働のまちづくりを行うパートナーとなり、地域自治の実現を目指して郷づくりを推進します。
 - ・地域代表として、市や県その他関係機関との連携・共働の窓口
 - ・地域資源（財源、情報、人財、歴史・伝統・文化等）の集約と効率的活用による地域社会の一体性の確保、地域力の向上
- ②協議会は、郷づくり地域内の市民、自治会、各種団体等の意見、要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、身近な生活課題の解決につながる市民公益活動を行い、住みよい魅力ある地域の実現に努めます。
 - ・地域の特性に応じた地域住民へのサービス提供
- ③協議会は、構成する自治会活動を補完する広域活動のほか、自治会や各種団体同士の交流を促し個々の活動の活性化を図るなど、郷づくり地域内で総合調整機能を発揮するよう努めます。
 - ・地域で活動する様々な人財・団体の連絡、相互協力、連携・組織化の調整役
 - ・自治会の規模では実施困難、かつ全市的に取り組むには非効率な課題への対応
- ④協議会は、当該協議会の運営及びその保有する郷づくりに関する情報を広く郷づくり地域内の市民に公開するよう努めます。
 - ・積極的な情報公開、PR活動（広報紙、郷づくりホームページ）

[事務局の役割]

協議会活動を行うためには、執行体制をしっかりとしたものにする必要があります。福津市では、事務のマネジメント機能を高めるために、協議会に事務局員を置き、組織の決定に合わせた取り組みを効率的に進めたり、適正な事務処理や会計処理等を行ったり、役員、構成団体等との情報共有を図ることとしています。また、事務局員は、郷づくりへのつなぎ役として、様々なイベントや広報活動などを通して、地域住民への居場所や出番の提供、拠点施設の有効活用に努めます。

事務局の主な役割は次のとおりです。

- ・協議会を円滑に運営するための事務作業や内外部との連絡調整
- ・会長や役員が交代しても協議会が継続できるように組織運営の維持
- ・協議会情報の提供、適正な会計処理などによる組織の透明性の確保
- ・会報の発行、ホームページへの掲載、SNS活用などによる広報活動の充実

(3) 協議会の事業（活動）

自治会だけでは解決できない課題や、小学校区を単位にやった方が効果的で効率的な問題について話し合い、郷づくり活動として次のような事業を実施します。

- 自主防災や防犯、交通安全に関する活動
- 子育て支援や青少年の健全育成に関する活動
- 環境の保全、環境美化に関する活動
- 福祉や健康の増進に関する活動
- 人権や男女共同参画に関する活動
- 生涯学習や文化、スポーツに関する活動

[協議会の事業]

郷づくりの活動

「郷づくり計画」にもとづいて活動します



福祉・防犯防災



子育て・環境景観・活性化

課題解決のための事業だけでなく、他の地域にはない独自の良さを引き出し、地域への誇りと愛着を育むような事業にも取り組みます。地域ごとの「郷づくり計画」には、防犯・防災、福祉、子育て、環境・景観などの分野で、住民の暮らしをより良くするための具体的な行動計画があります。郷づくりは、この郷づくり計画を実現するための事業です。

地域の安全を守る



みんなで元気に



子育てを応援



地域の環境を守る



大きなイベントは郷づくり単位で



郷づくりの情報発信



Q「福津市 郷づくり」



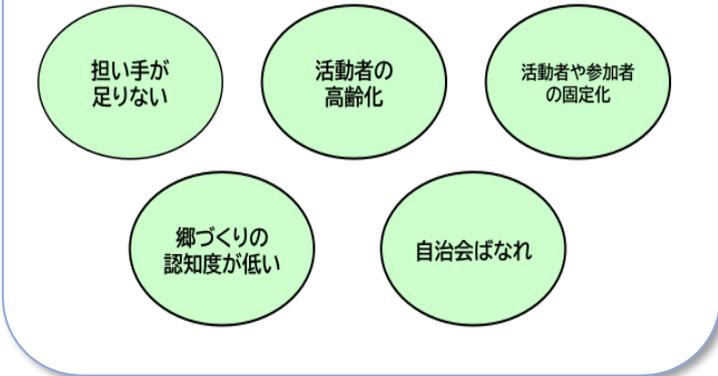
[郷づくりの成果と課題]

郷づくりの成果



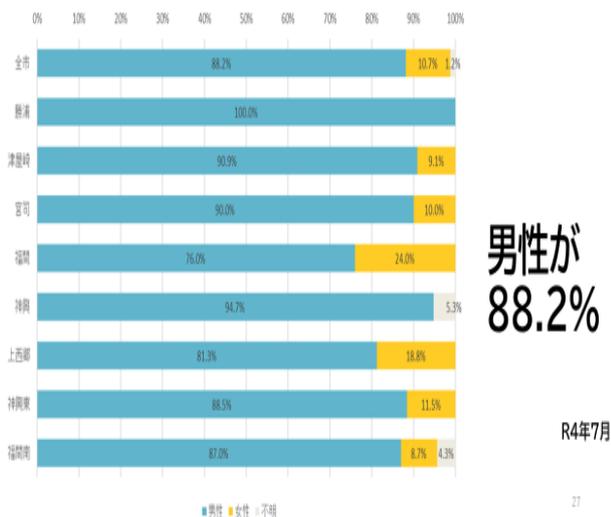
郷づくりは、地域の防犯・防災、福祉、環境・景観、子育て支援など、自分たちの暮らしを自分たちで守る取り組みが進められ、成果を上げてきました。例えば、美化活動、防災訓練、教育活動、見守り活動などを通じて学校との連携が深まったこと、自治会同士の交流や連携の機会が増えたことなどが挙げられます。

郷づくりの課題

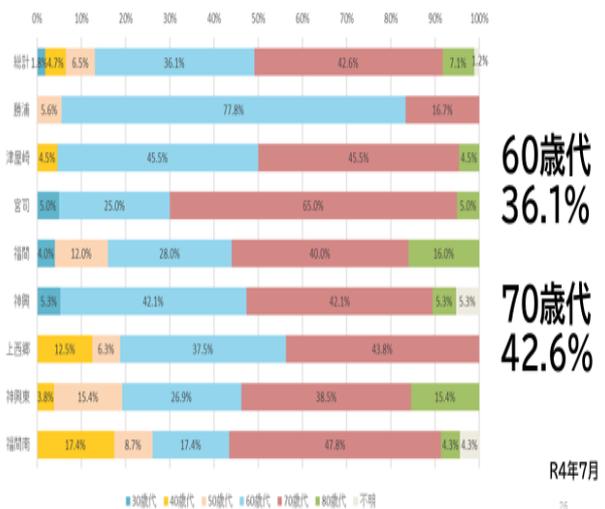


活動者（役員）の高齢化、後継者不足などは協議会が抱えている共通の課題です。活動者だけでなく参加者の固定化といった問題も生じています。この要因としては、郷づくりの認知度が上がっていないこと、高齢になっても働き続ける人が増え地域の取組に参加することが難しくなってきたこと、現役世代が関わりにくいことなどが考えられます。

活動者(役員)の性別



活動者(役員)の年齢



□協議会の特色と主な活動内容

	勝 浦	津 屋 崎
地域の特色・魅力	 <p>世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島の構成資産「新原・奴山古墳群」を中心に、自然、歴史と文化に恵まれた風光明媚な地域です。活発な農業を産業の軸としながら、獅子楽、人形浄瑠璃など、時代を経て受け継がれてきた伝統文化も豊富です。</p>	 <p>「九州の鎌倉」と称される、美しい海岸線と歴史・情緒ある町並みをもつ地域です。津屋崎千軒や海水浴場、伝統を誇る祇園山笠など、市外からの観光客も多く、住民が力を合わせてまちを盛り上げています。</p>
将来像	<p>“風集う なごみの里 かつうら” 古代のロマン、豊かな自然、安全な食料、みどり広がる農地、あたたかな郷土愛と人情に育まれながら 笑顔と活気が集い、ゆっくり歩こう よかふるさと</p>	<p>海と歴史、ロマンのまち、津屋崎。 ～人と自然が共生し、古きよきものを大切にし、大人から子どもまでが集い・語って・行動する、安全で住みやすい地域をつくろう～</p>
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の登校見守り活動 ・全市一斉防災訓練 ・自主防災会・支部活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール（愛の夜間、校区内） ・登下校時の見守り隊支援 ・全市一斉防災訓練
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい事業 ・魅力ある景観（彼岸花）ロード事業 ・全市一斉美化運動 ・環境保全美化活動、海岸清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・松林保全活動 ・津屋崎海岸清掃 ・松苗の植樹祭 ・プリンセス駅伝コース清掃 ・花苗支援
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者タクシー利用助成事業 ・勝浦いきいき健康サロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・男の料理教室 ・歌いましょう、高齢者の健康増進のための集い（カラオケ・音楽療法・絵手紙・健康講話・健康測定等） ・健康体操
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・勝浦大運動会の共働運営 ・寺子屋授業（地域で学習支援） ・マル勝まつり ・子ども会交流事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・海の生き物教室 ・ものづくり体験教室 ・子どもの居場所教室
地域交流・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・「勝浦郷づくり会報」の発行 ・勝浦 PR カレンダー写真選考 ・マル勝イルミネーション ・ふくつ散歩（勝浦） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「つやざき郷づくりニュース」の発行 ・プリンセス駅伝おもてなし ・おまつりばやし ・鏡開き

	宮 司	福 間
地域の特色・魅力	 <p>1600年の歴史をもち、日本一の大注連縄（おおしめなわ）や光の道で知られている「宮地嶽神社」が、鎮座する地域です。「まちの宝」を守り継承する子ども達を育てる様々な活動が行われ、深い歴史に親しむ風土が息づいています。</p>	 <p>J R福間駅や福津市役所を中心に、多くの商店や飲食店・公共施設が集まる地域です。市の中心部として、高い交通利便性を有するとともに、おしゃれなカフェやマリンスポーツのメッカ、福間海岸も人気です。</p>
将来像	<p>自然・歴史と生きるまち。みやじ。 ～人も自然もいきいきと！皆で育む、住みよい宮司！～</p>	<p>大好き ふくま ～人と人とのつながりで 一人一人が輝くまちに～</p>
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心情報ネット会議の開催 ・自転車の無灯火防止啓発活動 ・避難所運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・HUG（避難所運営ゲーム）の普及活動 ・平穏な郷づくりのための地域交流
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・松林保全活動、松林の活用・巡回・育樹祭 ・手光ビオトープにおける昆虫観察会、田んぼビオトープ活動 ・レッドデータブック編集協力 ・宮司コミュニティセンター花植え ・戦没者墓地公園の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸松林の保全活動（松木の手入れ、クリーンランド福中共働活動、松苗木の植樹、啓発活動・情報発信等）
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い支援事業（高齢者の見守り活動） ・健康測定会・健康長寿講演会 ・高齢者への安否確認・傾聴電話 ・助け合い福祉マップの継続活動 ・あんしん情報セットの配布事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・てんとうむし（転倒無視）体操 ・高齢者に関する講演会 ・シニアクラブとの交流会
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・体験教室（田植え、稲刈り、脱穀、屋外での大鍋料理） ・松林昆虫調査 ・夏休みラジオ体操 ・親子で正月飾り作り教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロン ・プレーパーク事業（実施、神興東プレーパーク事業の支援、プレーワーカー等の養成・研修）
地域交流・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・会報「みやじ郷づくり」の発行 ・夏まつり、餅つき大会 ・六百俵記念祭、戦没者慰霊祭 ・グラウンドゴルフ大会 ・ふるまい（津屋崎祇園山笠裸まいり、プリンセス駅伝大会） ・宮司コミュニティセンター文化祭 ・学校支援（文化祭・東雲祭） ・ふくつ散歩（宮司） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくま郷づくりの会ニュース」の発行 ・郷づくりPR隊 ・海岸松林ウォーク in ふくま ・福間小校区クリーン大作戦

	神 興	上 西 郷
地域の 特色・魅力	 <p>冠山に代表される、豊かなみどりと自然に恵まれながら、交通の利便性も高く、「住み良さ」が魅力の地域です。まちの貴重な資源である自然や歴史を後世に伝えるための教育や住民同士のコミュニケーションを図る活動も盛んに行われています。</p>	 <p>まちを流れる西郷川とその水源を育む森林が豊かな、自然資源に恵まれた地域です。ほたるの里などの自然を活かした施設が人気を集めるなか、3世代で暮らす家族が多く、温かいつながりが息づいていることも特徴です。</p>
将来像	住みやすい あいのある故郷・神興 声をかけあい、ふれあい、育てあい、支えあい、学びあい 認めあい	地域ぐるみで育ち・育てる、心豊かなまち 上西郷 ～地域を愛し、お互いの顔が見え、安心して暮らせる 「くす」の郷をつくろう～
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 ・防犯・防災講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・青パト防犯パトロール ・全市一斉防災訓練 ・防災関係の講習会
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇整備・桜の園整備 ・里山保全整備 ・冠川清掃、草刈り ・違反広告物除去・不法投棄物回収 ・竹灯まつり ・神興小クリーン作戦参加 ・交流センターの門松製作 ・ふくつ散歩（神興） ・全市環境美化運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・西郷川環境美化推進事業（草刈り、菜の花の種まき、追肥） ・県道沿いの花壇手入れ・植付 ・小学校の花壇の土づくり・花植え ・花壇周り草刈り手入れ ・全市環境美化運動
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講習・講演 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロン ・ふれあい給食（敬老給食） ・ふれあいまつり
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・神興 KIZUNA らんち ・読書推進に関する講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりデイキャンプ ・上小ふれあいまつり
地域交流・ 活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・会報「神興」の発行 ・あんずの里市出張販売 ・竹灯まつり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「郷郷タイムズ」の発行 ・西郷川環境美化推進事業 ・上小ふれあいまつり ・ふくつ散歩（上西郷） ・スマホ教室 ・もちつき大会

	神 興 東	福 間 南
地域の 特色・魅力	 <p>東洋のペスタロッチと言われた教育者・安部清美先生を輩出したことで知られる地域です。先生の理念を受け継ぐ「一人ひとりを大切に」心を目指して掲げ、住民の幸せな暮らしを創出する活動がすすめられています。</p>	 <p>新しくなったJR福間駅、大規模な住宅開発、大型商業施設の進出などで都市基盤が整備された利便性に富む地域です。古くからこの地域で暮らす住民と新しい住民とが協力し合い、福津の顔となるよう、活発な活動が行われています。</p>
将来像	ともに生き、支えあい、一人ひとりを大切にすまち 神興東	住みたい 住みよい 住みつけたい 福間南 ～皆で創ろう！「ひと」も「地域(まち)」も輝く郷～
防犯・防災	<p>【防犯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の交通安全指導、見守り、小学校安全教室 ・定期的な地域パトロール・のぼり旗 ・「交通事故」「詐欺被害」講習会 <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会訪問、防災グッズ確認・自主防災組織の手引書の説明)、防災啓蒙活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・青パトによる防犯パトロール ・防犯、防災ポスターの作成 ・防犯、防災の旗の設置 ・見守り隊の研修会、交流会等のサポート活動
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内道路・歩道の清掃活動 ・花いっぱい推進運動(植栽管理) ・農業体験、青空市場(日曜開催の朝市)支援、夢農場野菜クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路、竹尾緑地の清掃活動 ・竹尾緑地の植栽活動 ・違反広告物撤去活動 ・ゴミ捨て防止啓発活動
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿講演会 ・健康体操、健康測定会 ・ヨガ教室 ・じんとうサロン、郷づくりカフェ ・シニアライフ講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドゴルフ(月例) ・小地域福祉交流会 ・外出支援活動団体サポート事業 ・認知症サポーター養成講座 ・健康測定(南しょっとフェスタ) ・出前講座「地域支え合い講座」
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児から高齢者まで楽しく集える事業、地域の人々との交流事業 ・お星さまと遊ぼう、相撲大会、餅つき大会、プレーパーク、子育てサロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロン、絵本の読み聞かせ ・寺子屋 ・親子料理教室 ・あいさつ運動
地域交流・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいじんとうニュース」の発行 ・虹のかけ橋じんとう祭 ・コンサート、映画の会、春の宴、展示(発表)会、パソコン教室 ・ダンスフィットネス、ソフトボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・会報「南しょっと」の発行 ・南しょっとフェスタ ・ウォーキング大会、グラウンドゴルフ大会、太極拳教室 ・歌声喫茶、健康教室、ふれあいサロン、コンサート、スマホ講座

(4) 協議会活動への期待と支援

近年、頻発する大規模自然災害時における共助の取り組みなど、コミュニティの重要性や人と人との繋がりの大切さが再認識されてきています。また、まちづくりへの参画意識の高まりなどから、地縁団体だけでなく、市民活動団体（目的型、NPO法人、ボランティア団体等）が増えてきています。これらの団体は、共働の担い手として、大きな期待を受けています。



福津市では地域自治の推進に向けて、自治会及び自治会を基軸とする郷づくり協議会をその中心に位置づけています。市は、自治会加入促進のため、広報紙などを用いて啓発の強化に取り組むとともに、福津市郷づくり基本構想に基づき、郷づくり推進事業交付金の交付、郷づくり拠点の整備・維持管理など、様々な支援を行ってきました。

[市の役割]

福津市郷づくりの推進に関する規則

(市の役割)

- 第9条 市は、郷づくり推進協議会の活動を尊重し、地域づくりに関する情報を共有し、郷づくり推進協議会への支援を積極的に行うものとする。
- 2 市は、地域づくりに関する施策について、郷づくり推進協議会との共働のまちづくりの相乗効果が生み出されるよう配慮するものとする。

[市の支援]

郷づくり推進協議会と市のつながり

人のつながり

- ・地域担当職員 ……部課長級
- ・研修職員 ……入庁5～7年目
- ・市役所の関係部署
- ・地域コミュニティ課

場のつながり

- ▼代表者会議 ……年4～5回
 - ・意見交換
 - ・地域の課題解決
 - ・市との連絡調整
- ▼事務局員会議 ……月2回
 - ・事務レベルの連絡
 - ・情報交換

ポイントは **対話**

支援策（例示）

- ・郷づくり推進担当部署（地域コミュニティ課）の設置
- ・地域担当職員制度（部・課長級職員）、研修職員制度（入庁5～7年目の職員）
- ・地域予算制度（郷づくり推進事業交付金）
- ・活動拠点の整備（郷づくり交流センター及び宮司コミュニティセンター）

□郷づくり基本構想に基づく市の取組（平成31年度から令和5年度まで）

基本構想の目標	支援項目	支援の内容
誰もが郷づくりを知っていること	多様な媒体の活用促進	広報ふくつ（特集記事等）やまちづくり講座出前編等の多様な媒体を活用し、郷づくりを周知しています。
誰もが気軽にいきいきと参加していること	イベント等に対する市の備品貸し出し	地域主体のイベント等に、市の備品の貸し出しを行っています。
	市SNSを通じた交流	郷づくりをより身近なものに感じてもらえるよう、市のSNSなどを活用した情報発信や交流づくりを行っています。
地域の知恵と力が生かされていること	地域担当職員制度の継続	部課長級の市職員を各地域に配置し、郷づくり活動への助言、情報提供等の支援を行っています。
	まちづくり講座出前編の充実	郷づくりの担い手のスキルアップのために、まちづくり講座出前編の充実を図っています。
	地域自治活動ハンドブックの作成	自治会や協議会の行政手続きに関するハンドブックを作成し、手続き等のマニュアルとして役員引継ぎ等に役立てています。
	市職員の地域活動研修制度の創設	これからのまちづくりを担う若手職員が郷づくり活動への理解を深められるよう、実践型の地域活動研修制度を行っています。
全地域共通の課題解決につながっていること	郷づくり計画策定の支援	地郷づくり計画の策定を行う際に、地域担当職員等が支援しています。
	防犯防災活動の支援	活動に必要な物品の支給、貸与などの後方支援を行っています。
	地域支えあい登録者名簿・避難行動要支援者名簿の貸与	日頃の見守りや災害時の安否確認などの避難支援が円滑にできるよう、避難支援等関係者（協議会、自治会、民生委員・児童委員）に地域支えあい登録者名簿や避難行動要支援者名簿の提供を行っています。
	コミュニティスクールの推進	コミュニティスクール（地域とともにある学校づくり）を推進するために、三者（学校・家庭・地域）共働による人づくり（教育活動、学校行事、家庭学習、見守り活動等）に取り組んでいます。
	地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの配置	地域と学校の連絡・調整役となる「地域コーディネーター」を全小中学校に配置しています。
地域特有の課題解決につながっていること	専門部署の連携・協力や情報提供等	地域課題の解決が進むよう、専門部署の職員の派遣、関連する情報や技術提供等による支援を行っています。
	必須活動分野の設定	地域の実情にあった郷づくりができるよう、4つの必須分野（福祉、防犯・防災、子育て、環境・景観）を2つ（福祉、防犯・防災）に変更。必須分野以外は、地域での選択を可能とし、他分野との統合、新たな分野の創設等を含め、より効果的な活動を展開できるようにしました。
	※市職員の地域活動研修制度の創設（再掲） ※まちづくり講座出前編の充実（再掲）	

自治会を基軸として各種団体と連携しながら市とのパートナーシップを深めること	一括交付金の交付	地域の実情に応じた事業計画や予算の策定、協議会等の透明性の確保（お金の流れや交付目的の明確化）を図るために、一括交付金（郷づくり推進事業交付金）を交付しています。
	自治会加入の促進	自治会加入促進のための取組として、転入者向けチラシの配布、開発業者への依頼、市広報や市ホームページでの情報発信などを行っています。
次世代へつないでいけること	活動環境の充実	郷づくり活動が安定的かつ持続的に展開されるよう、全地域（宮司地区を除く）に活動拠点として郷づくり交流センターを整備しています。備品等の提供（助成）や市バスの貸出し（視察研修等）も行っていきます。
関係団体等との柔軟な連携がとれること	NPOや事業者などに関する情報提供	協議会が地域特有の課題解決に取り組む際に、必要に応じて、関係するNPOや事業者などに関する情報提供を行っています。

□実行プランに基づく市の取組予定（令和6年度から8年度まで）

柱	方策	具体的な方策	取組み内容
郷づくり推進事業交付金のあり方	交付金の使途や会計処理ルール等の見直し	「会計処理の留意事項」見直し	交付金の使途について禁止事項を示した上で、協議会の裁量を拡大する。また、会計処理ルールを簡略化し、協議会の負担を軽減する。
		余剰金の繰越上限額の見直し	余剰金 100 万円の繰越上限額を緩和して、協議会の柔軟な予算運用を後押しする。
		積立制度の導入	単年度予算では実行が難しい事業費や備品購入費の積立制度を導入する。
	収益事業の解禁	事業開始に向けた情報（学びの機会）の提供	経理面の知識、人財確保、交付金の取扱いなどの課題を整理し、事業開始に向けた判断材料の情報提供や、収益事業に関する学びの機会を提供する。
		外部専門家の支援	外部専門家を活用して、収益事業導入・運営を支援する。
		モデル地区の導入	事業実施を希望する協議会をモデル地区として先行支援を行い、その成果や課題を全協議会で共有する。
	市事業等の委託	市と協議会との協議の中で市が外注する業務のうち、地域で行うことが効率的かつ効果的な事業を委託する。	
	積算方法の改定		他自治体の事例等を情報収集し、限られた予算の中で地域間の公平性を保つような積算を行う。また、必要に応じて福津市共働推進会議の場を活用する。
	事務局員給与の上限撤廃	本給の上限撤廃	協議会が事務局員の能力や経験年数に応じて賃金を設定できるように、給与の上限を撤廃する。市は、県最低賃金の賃金動向をもとに時給の目安を示す。
		時間外手当の支給	時間外労働が発生する地域について、市は基準額を設定し、時間外手当相当額の交付金を交付する。その際、事務局員の業務を明確にした上で必要最低限の時

			間外労働となるように、協議会に業務量の整理を促す。
	提案型交付金の交付		市よりも協議会で行う方が効果的・効率的な事業について、既存の交付金とは別に、交付金を交付して委ねる。
	地域予算制度の周知	地域予算制度の周知・成功事例の情報提供	協議会が制度を活かして予算配分できるように、市は制度の趣旨を周知する。また、予算配分の成功事例を情報提供する。
郷づくり交流センター等の拠点のあり方	貸出における制約の緩和	地域交流や活性化につながる利用への積極的な貸出し	協議会と貸出ルールの認識合わせをした上で、貸出条件や利用方法についての制約を緩和する。
		申込手続きの簡略化	申請方法を簡略化したり、利用料金の支払い方法の選択肢を増やす。
		拠点の制約の緩和	地域のニーズに応じて、貸出要件の緩和（時間外利用、営利性がある利用）、開館時間の変更を行う。
	指定管理の導入		各拠点の費用面・運営体制・業務内容等の課題を検証して導入地域を検討する。また、協議会にも導入の検討材料を提供する。
	認知度向上の取り組み	情報交換会の開催	情報交換会を開催し、拠点に立ち寄りたくなるような魅力的な活動事例の紹介や、拠点の認知度向上につながる取組みを共有する。
		SNS等を活用した郷づくりイベントのPR	市公式 Facebook 等を活用して郷づくりの取組みやイベントを発信する。
		拠点に来てもらえるような取組みの紹介	拠点に児童生徒やその保護者に来てもらえるような取組みの情報を提供する。
人財育成・確保	協議会のより良い運営のための支援	講座や意見交換会の開催	外部講師による講座、協議会同士の意見交換会、大学や地域住民を招いた意見交換会を実施し、多様な人たちが活躍できる運営の視点を学ぶ機会をつくる。
		協議会主催の講座に対する支援	協議会が役員向けに組織体制や運営の視点に関する講座を開催できるように、講師紹介等の情報提供をする。
		参画しやすい仕組みづくりの提案	時間設定、オンライン参加、業務のスリム化、限定的な関わり、子育て世代や現役世代がやりたいことを支える場づくり等、参画への入口を広げるための情報を提供する。
		先進事例・統計データ等の情報提供	地域活動の参考情報として、他自治体や他協議会の先進事例や市が保有する統計情報を提供する。
	キッカケラボの事業の活用	キッカケラボ主催の講座や交流会等への参加を促す	多様な人や団体とつながる機会として、キッカケラボ主催の講座や交流会等の情報を協議会へ提供し参加を促す。
		地域活動に関する団体やイベント等の情報の提供	キッカケラボに登録されている団体情報や、キッカケラボが把握しているイベント等の情報を定期的に協議会へ提供する。

		コネクターとの相談連携	市が協議会から相談を受けた内容等について、必要に応じてコネクターと相談連携しながら対応する。
		地域活動に関心のある人財と協議会をつなぐ機会の提供	キッカケラボの事業を通じて地域活動に関心を持つ人と協議会とを、双方の希望に応じてマッチングする。
市の関わり方	郷づくりを推進する条例の制定		郷づくり推進に特化した条例を制定する。
	対話の場づくり	代表者会議のあり方の見直し	各協議会の意見を聴きながら、設置要綱に規定する活動内容や選出委員のあり方などを検討した上で、必要な見直しを行う。
		第三者機関を活用した場の設定	共働推進会議の場を活用して、協議会からの要求や意見を集め、市に伝えたり解決策を考える仕組みをつくる。
		未来志向な場の設定	協議会と市との未来志向な対話の場をつくり、課題解決に向けて一緒に考える機会を持つ（年1回）。
		協議会同士のつながりづくり	取組み自慢大会、活動分野ごとの実践交流会、拠点見学会を開催し、良いところや課題を共有し合い、横のつながりを促進する。
	職員の学び直し		職員が郷づくりや地域への伴走支援について理解を深めるため、経験年数の節目ごとの職員研修を実施したり、活動者の声を聴く機会を設ける。
	地域に関わる職員の役割の明確化	地域担当職員の役割の明確化	地域と市で協定を結ぶことなどを含めて検討し、職員の役割を明確にして共有する。
		研修職員の役割の明確化	研修目的をより明確にするとともに、研修期間終了後の地域との関わりを継続する支援のしくみをつくる。
	外部アドバイザーの活用		外部アドバイザーを活用して、地域課題の解決方法、地域の人財確保や育成について、専門的なアドバイスを協議会が得られる機会を提供する。
	郷づくりガイドブックの作成		郷づくりの活動の参考に、郷づくりの変遷や、各地域が実践した取組みをまとめたガイドブックを作成する。
その他	SNSの利用促進等、PRツールの増設	講座や意見交換会の開催	講師を招き、見てもらえる広報の作成方法を学ぶ講座の開催や、各協議会の SNS 活用の取組みを紹介し合う意見交換会を開催する。
		郷づくりに関するPRツールの増設	「郷づくり」の内容を分かりやすくまとめた、手に取りやすいパンフレットを作成する。また、イベント時に郷づくりのPR機会を提供する。
	自治会の負担軽減策の提案		負担が大きい活動者（役員）に対する役割分担の見直し、イベントや会議の統合、限定的に関わる仕組み、子育て・現役世代のやりたいことを支える場づくりの情報等を提供する。

全市的な自治会加入促進	自治会の必要性・活動内容・加入への窓口を知ってもらう取り組みの実施	市 HP や自治会加入促進チラシの内容等の見直しに加え、市公式 LINE や市広報紙等を活用して、自治会加入促進を支援する。
	自治会に対する情報提供	自治会運営上の課題や相談を受けた内容等をもとに、他自治体の事例や対応策の情報を提供する。
	外部講師による講座の開催	外部講師を招き、持続可能な自治会運営や若い世代の自治会加入促進策等について学べる講座を開催する。

[キッカケラボ との連携]



に、キッカケラボが主催する「場づくりファシリテーター実践塾 BA-School」や、住みよいまちづくり推進企画活動補助金などを通じて担い手の発掘や育成を進めています。

地域の課題とされてきた様々な活動の担い手不足に対し、令和4年7月、福津市未来共創センター キッカケラボ（以下「キッカケラボ」という。）を設立。キッカケラボは、福津市を舞台に、多様な人たちが関わり合って、持続可能なまちづくりをするための拠点です。SDGs の理念に基づき、福津に関わるすべての人が取り残されないまちづくりを目指しています。

福津市では、地域コミュニティや市民活動など、幅広い分野で担い手が不足しています。まちの担い手・創り手を多様にすることがキッカケラボの第一の役割と捉え、「地域を担う人財育成」を基軸とした事業を進めています。多様な主体が関わり、未来創造や課題解決に寄与する市民活動の創発を促進するとともに



キッカケ ラボ
KIKKAKE LAB.

(活用事例)

<p>【1】地域づくりに関心がある人材をコーディネート 《地域》福間</p>	
<p>地域との接点を模索していた場づくりファシリテーター実践塾バススクール1期生(東京からのIターン人材)を居住地の郷づくりへコーディネート。令和4年度から広報部会員として活躍中。</p>	
<p>【2】企画活動をする地域としてコーディネート 《地域》神興東</p>	
<p>場づくりファシリテーター実践塾バススクール2期生から、まちの写真をとおして、高齢者と大学生が対話をする場「アルバム喫茶」を居住地で開催したいと相談あり。神興東郷づくりへ相談し、地域の方への声掛けなど、協力いただき、実現(令和5年11月19日)。</p>	
<p>【3】防災食イベント 《地域》神興東 《相手方》大塚製菓(株)、尾西食品(株)</p>	
<p>防災食をテーマにしたイベントで、防災食の話と試食会をしたいが企業を知らないかと相談あり。相談内容に対応できそうな企業(大塚製菓(株)・尾西食品(株))をキッカケラボから紹介。オンライン等で協議を行い、防災食をテーマとした郷づくりカフェを実現(令和6年3月31日)。</p>	
<p>【4】ボランティア1日体験プログラム「ふくつたいけんプログラム」での連携</p>	
<p>《福間》わくわくプレーパーク応援隊/さくおじのかばん持ちをしてみよう! 《福間南》子育てサロン体験(子育てサロンぱくぱく) 《神興》竹灯まつりに参加しよう!</p>	

公的サービスの受益者
誰かにやってもらう時代

→

みながまちの創り手
自分が創り出す時代

創り手も、受益者も、まちも Well-being に





[キッカケラボ]



4. 協議会の活動事例集

かつうら

勝浦地域郷づくり推進協議会 ～ 勝浦PRカレンダー ～



▲2024年カレンダー表紙写真



▲2025年のカレンダー



▲2025年カレンダーの中身

勝浦地域では「郷づくり基本構想」で掲げる目標1-1「誰もが郷づくりを知っていること」を実践するため、令和4年度から「勝浦PRカレンダー」の製作を始めました。

地域内外の方に呼びかけて集まった勝浦地域の自然風景・史跡・文化・イベントなどの写真（令和4年度：59点、令和5年度：46点、令和6年度：42点）から、表紙を含む13枚を選定し、勝浦地域独自のカレンダーを製作しています。製作したカレンダーは、勝浦地域全世帯や事業所、勝浦小学校の児童・教職員などに配布しています。

各月のカレンダー下部に「勝浦地域郷づくり推進協議会」の文字が印字されており、勝浦地域の自然風景やイベントの写真と共にカレンダーを見るたびに目に飛び込めます。郷づくりの認知度を高めるためには“とにかく「郷づくり」という文字を見せることが重要である”という発想から生まれたこの事業は、地域の方々にもご好評いただいています。

つやざき

津屋崎地域郷づくり推進協議会 ～ 潮風吹く 小さなまちの 小さな灯り展 ～



◀ カメラア前スタードーム



▲大好評だった
”あったか丸天うどん”



▲お菓子釣りゲームを手伝う
中学生のボランティア

この活動は、冬の津屋崎のまちに温かな「あかり」を灯すことで、一年の終わりにまちの人々が集い、大切な人との楽しいひとときを過ごしてもらいたいという思いから始まりました。宮の元公園の小さな催しから始まったこのイベントも、今では津屋崎郷づくり交流センターや津屋崎千軒まで「あかりの輪」が広がっています。

共催する津屋崎郷づくりでは、竹のスタードームや屋外の樹木をはじめ、室内も電飾で飾り付けを行い、地域の方々に光輝く小さな灯りを楽しんでいただけました。「郷のホットコーナー」では、うどんや肉まん、コーヒーなどの振舞いのほか、親子で来場する子どもたち向けに「ゲームコーナー」も設けました。

また、21の市民活動がエントリーした第1回「ふくつウェルビーイング大賞 2024」で、「小さな灯り展」が栄えある市民賞をいただけたことは嬉しい限りです。「無理なく・楽しく・皆でつくる」ことを大切にしている活動の輪が少しずつ広がることを願っています。

みやじ
宮司地区郷づくり推進協議会 ～ 語ろう会 ～



◀ 「夏祭り語ろう会」
現状の夏祭りを関係者のみなさんで振り返り



▲ 「子ども会について語ろう会」▲

30～40代保護者世代と自治会長皆さまと、「地域ぐるみで関わるこどものこと」について語り合いました。(左) 課題とこれからの展望案が数多く出されました。(右)

宮司郷づくりでは、夏の「みやじ夏祭り」冬の「餅つき大会」の2大イベントを中心に、幼児から高齢者まで関われる様々な地域交流活動を行っています。その中でも令和6年度から新たな取り組みとして「語ろう会」を始めました。

昨今、自治会加入率も下がる中、地域の皆さんが楽しく関われるような仕組みを検討する中で、地域の皆さんがふれあい、交流が持てる場、また一緒に楽しく地域のことを考える場を持つことで、緩やかに地域活動に関わってくださる方の発掘にも繋がればと考えています。そんな「語ろう会」の中から生まれる活動が、これからじわじわと広がりを持ち、新たな関係性構築の一助となればと思います。

令和6年度は「夏祭り」と「子ども会」の2つの語ろう会を実施しました。堅苦しい会議ではなく、地域の皆さん一人一人が主人公となって、共に宮司地域の未来を考えることができた会となりました。来年度もテーマを変えて、継続して行っていく予定です。

ふくま
福間地域郷づくり推進協議会 ～ 海岸松林ウォーク in ふくま ～



◀ ウォーク日和で、足取りも軽く！



▲ 歩いた後のお楽しみは、豚汁のおもてなし



▲ 家族みんなで歩いたよ

平成27年2月、“後世に繋ごう「白砂清松」”をスロガンに、多くの皆さんが松林の中を歩くことで、松林の素晴らしさ、保全活動の大切さを体感してもらい、保全活動への参加協力を呼び掛けようと、「海岸松林ウォーク in ふくま」を、福間郷づくり主催で開催しました。

おかげ様で、令和6年には第11回を迎え、老若男女400人を越える参加がありました。保全活動の参加者は年間延べ2千人を超え、今では福間郷づくりのメイン事業として定着しています。更にこの事業は、JRウォーキング・ふくつスイーツウォーキングへの参画や福間小学校の遠足コースとなる等、松林を利用したイベントへとつながっています。

また令和6年12月には第1回「ふくつウェルビーイング大賞 2024」で多くの市民の皆さんの応援を受け、「3つ星」の獲得と「市長賞」の受賞に輝きました。私達は今回の受賞を機に、更に「活動の輪」を拡げ、福津市の自然遺産を後世に残す活動を続けていきたいと思ひます。

じんごう

神興地域郷づくり推進協議会 ～ 神興 KIZUNA らんち ～



ランチを楽しむ
参加者たち



▲おやじの会 焼きそば調理



▲サイエンスショー

神興地域は高齢化が進む一方で、育成会の解散や各自治会の子ども会の減少など少子化も進み、子どもを取り巻く環境が変化しています。そこで、子育て部会が中心となり、3年前から「神興KIZUNAらんち」を開催しています。毎回 300 名以上の方が来られ、令和6年度は令和7年2月に4回目を開催します。

小学校、幼稚園、保育園などが一緒になって「みんなでランチを食べよう」と地域に呼びかけ、地域の方や子どもたち、保護者と一緒にランチを食べます。また、「ニュースポーツ」「サイエンスショー」などの遊びを楽しめる企画や「子ども防災カード」「新聞紙のスリッパ作り」「ポリ袋で作るご飯」などの防災について学べる企画、「フードドライブ」の取り組みも行っています。

活動当初から参加していただいているご家族も多く、地域の方にとっても、楽しみにされている活動となっているようです。活動に共感した市民の方や中高生、おやじの会など多くのボランティアの方に参加していただいています。

じんごうひがし

神興東地域郷づくり推進協議会 ～ 第1回神東ソフトボール大会 ～



珍プレー好プレーで
大盛り上がり!



▲全チーム揃った開会式の様子



▲優勝(左)・準優勝(右)チーム

「どうしたら現役世代と交流できるか」と頭を悩ませていた時、市の300歳ソフトが雨で中止になり、地域の若い人たちから「ソフトボールの試合がしたい」との呟きの声を聞いたことがきっかけでこの事業が始まりました。参加希望のあった8チームの監督の中から2名を選出し、経費やルール、課題などを短期間でまとめ、令和6年11月に、なまずの郷多目的広場で、第1回神東ソフトボール大会を開催しました。

当日はトーナメント方式の7試合。監督、選手、応援者を含めて約200名が参加し、好プレーや珍プレー、ハッスルプレーなど白熱した試合経過で、笑いや称賛の声が絶えない元気で楽しいイベントとなりました。

大会後、多くの監督や選手から「楽しい大会だった。来年もぜひ計画してほしい」という声が届いたため、今後も継続していきたいと思っています。この大会は、郷づくり事業の若返りと今後の人材発掘につながるのではないかと期待が膨らみます。

かみさいごう

上西郷地域郷づくり推進協議会

～ 上西郷スケッチコンクール ～



▲上西郷スケッチコンクールのポスター



▲チャレンジスクール・絵画教室



▲交流センターで作品展を見る児童たち

「上西郷地域の素晴らしさを見つけよう!ふるさとの魅力再発見!!」のキャッチフレーズで、上西郷小学校の児童が参加する「上西郷スケッチコンクール」を開催しています。2023年は「冬」、2024年は「夏」の上西郷を描きました。2025年は「夏」の予定です。

夏休みに入って「チャレンジスクール・絵画教室」を2日間開催しました。北九州漫画ミュージアムの田中館長に指導をお願いした後、夏休み期間中に上西郷の美しい自然や、歴史・伝統、暮らしの風景などを小学生が伸び伸びと描きました。

120を超える素晴らしい作品の応募があり、郷づくり役員・部会長・自治会長の皆さんに審査をお願いし、入賞作品を選び表彰を行いました。上西郷郷づくり交流センターで作品展を開催したことで、多くのご家族が来場し、作品や交流センター内を見ていただくことができました。郷土愛を育み、家族や友達の住む上西郷をもっと好きになって欲しいと思っています。

ふくまみなみ

福岡南地域郷づくり推進協議会

～ ウォーキングチャレンジシップ ～



ウォーキングマップの一つをご紹介します



▲令和6年度ポイントカードの表面(左)と裏面(右)▲

新型コロナウイルスが猛威を振っていた時期に、外での活動が限られてストレスが溜まり、健康維持が叶いにくいことから、何か地域の皆さんに役立つことはないかと思案し取組んだのが「ウォーキングチャレンジシップ」です。

「①健康の維持・体力増強を図る動機づけとして、健康づくりの意欲と精神(チャレンジシップ)を高める」「②認知機能を高め、ストレス解消を図りより良い生活習慣作りの一助とする」「③地域の文化財や名所を知ることにより、地域への愛着心を深める」「④郷づくりに対する理解と関心を高め、郷づくりの推進・活性化に資する」ことを目的として、令和2年10月に始めました。

これまでに8千km以上歩かれた方もおり、現在も活動が続いているのは、ポイントカードやマップ等を配布したことや皆さんがウォーキングの効果を実感し、生活の一部になっているからではないかと考えます。会員数を増やし、益々活動が充実するように取組んでいきたいです。

5. 参考資料

(1) 年表（取組の経緯）

年度	主な取組内容	
	組織・事業等	施設整備・施設運営
平成 14 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福間町総務部企画調整課（所管部署） ・小学校区単位の「わがまちづくり支援事業」の開始 ・「地域担当制」の創設 	
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアネットワークシステム稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアハウス・ふくまの開設
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・わがまちづくりHP（ホームページ）の開設 ・2町（福間町・津屋崎町）合併による福津市誕生（平成 17 年 1 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮司コミュニティセンター完成
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活部郷育推進課（所管部署） ・地域づくり計画策定市民会議の開催 	
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活部郷育推進課（地域づくり支援チーム発足） ◇地域づくり計画策定（「地域づくり計画策定市民会議」を市内 8 地域ごとに組織。4 つの必須テーマ（福祉）「子育て支援」「防犯防災」「環境景観」）で、地域で取り組むこと、市と共働で取り組むことについての 10 年計画を策定） ◇市総合計画策定（8 つの「地域づくり計画」をもとに、総合計画を策定。将来像実現のための前提条件は「地域自治の実現」と「行政経営への変革」。7 つの分野別目標像の第一番目は「みんなの力で地域自治をすすめるまち」） ・郷づくり活動の支援等のためとしてマネージャー（地域駐在員）を配置 〈主な役割〉 ①郷づくり推進協議会の支援、②地域内の団体、人材のコーディネート、③郷づくり協議会組織の再編・拡充、④地域担当者との連携 ・「わがまちづくり支援事業」の廃止 	
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活部郷づくり支援室の設置 ・郷づくり推進協議会設立（上西郷を除く全地域） ・郷づくり推進事業（地域自治の実現に向け、自分たちの地域が抱える課題を行政などと共働しながら解決しようとする市民主体の活動）の開始 ・「地域づくり計画」実現のため、郷づくり推進事業交付金の創設（上限額：1 地域 200 万円） ・「わがまちづくりHP」を「郷づくりHP」にリニューアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷づくりの活動拠点（事務所）整備
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・郷づくり推進協議会設立（上西郷） ・「みんなですすめるまちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）」の施行（平成 20 年 12 月：市民参画と共働による地域自治の実現を目的に制定。市民検討委員会が、平成 18 年 8 月～19 年 6 月の間、条 	<ul style="list-style-type: none"> ・津屋崎郷づくり交流センター開設（遊休施設活用） ・郷づくり拠点設置（福間南：両谷市営住宅集会所、勝浦：勝浦公民館、宮司：宮

	例案づくりを行う。)	司コミュニティセンター、 神興東・上西郷：小学校余 裕教室、神興：東部児童館)
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市長との懇談会（上西郷を除く 7 地域の主催で 7 回開催） ・郷づくり座談会（4 つの活動分野をテーマに郷づくりと市職員の座談会を 3 回開催） ・郷づくりマネージャー配置（再任用職員を地域に配置） 平成 20 年 10 月から 1 名試行配置 平成 24 年度は 8 名（うち 1 名は郷づくり支援課職員兼任）配置 ・第 1 期福津市共働推進会議の設置（平成 22 年 1 月～23 年 5 月） 地域自治を育む福津市の共働のあり方や、共働の推進に向けた具体的な市の施策について、市長が諮問。平成 23 年 3 月、共働の方向性、推進に向けた具体的施策をまとめ市長に提言書（答申書）を提出 ・郷づくり推進連絡会議の開催（平成 22 年 2 月） 	
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区長委嘱制度の廃止（平成 22 年度末） ・交付金の配分基準づくり協議（平成 22 年 5 月～8 月） ・郷づくり連絡会の開催（平成 22 年 9 月～23 年度） 	
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・郷づくり支援課（室から課へ昇格）が自治会支援業務を担当（生活安全課から移管） ・自治会交付金の創設（自治会関連補助金の一本化：5 つの補助金等を廃止し「自治会交付金」に統合） ・郷づくり推進協議会組織の再編・拡充（自治会を基軸とした組織へ：平成 23～24 年度） ・郷づくりの手引き（平成 24 年 1 月発行） ・第 2 期福津市共働推進会議の設置（平成 23 年 6 月～24 年 9 月） 第 1 期で提言（答申）した具体的な施策（トライアングル）の実践結果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・福間郷づくり交流センター 設計・工事
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期福津市共働推進会議からの答申 平成 24 年 5 月に中間答申、9 月に共働の推進に向けた具体的な施策（対話の場トライアングル）を提案する答申書を提出 ・まちづくり基本条例（改正内容の検討・改正なし） ・郷づくり代表者会議準備会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・福間郷づくり交流センター 供用開始 ・福間南郷づくり交流センター 一用地購入・設計
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・郷づくり推進協議会新体制設立（全自治会が組織の基軸団体へ） ・5 地域の郷づくり推進協議会で専任事務局員を雇用（市によるマネージャー配置から、協議会による専任事務局員雇用へ）、専任事務局員の人件費相当額は交付金として協議会に交付 ・郷づくり推進協議会代表者会議設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷づくり拠点整備方針の策定（平成 25 年 8 月） ・福間南郷づくり交流センター 一工事
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域予算制度（「自治会交付金」を「郷づくり推進事業交付金」に一本化）の開始、前払金の導入 ・郷づくり DVD、郷づくり副読本の制作・作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・福間南郷づくり交流センター 一竣工、供用開始
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・7 地域の郷づくり推進協議会で専任事務局員を雇用 ・「自治会加入促進の手引き」の作成 	

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基本条例（改正内容の検討・改正なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・神興東郷づくり交流センター用地購入
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇郷づくり基本構想の策定（平成 30 年 3 月） ・ 8 地域全ての郷づくり推進協議会で、専任事務局員を雇用 ・郷づくり推進事業交付金見直し（費用弁償の増額、会長報酬の新設） ・「郷づくり事業」についてパンフ作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・神興東郷づくり交流センター設計・工事 ・上西郷郷づくり交流センター設計・用途変更（幼稚園） ・ボランティアハウス・ふくまの閉鎖
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「郷づくり計画」の策定（平成 31 年 3 月） ・各郷づくり推進協議会における 2030 年度までの郷づくりの行動計画を策定 ・郷づくり推進事業交付金（自主事業の算定方式と基礎事業「拠点管理料」）の見直し ・職員研修制度（入庁 5～7 年目の職員）の導入 ・郷づくり推進事業交付金見直し（自主事業算定方式の見直し、基礎事業の維持管理経費の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・神興東郷づくり交流センター、上西郷郷づくり交流センター工事・供用開始 ・神興郷づくり交流センター設計・用途変更（学校施設） ・勝浦郷づくり交流センター設計 ・福津市ボランティアセンターの開設
平成 31 年度 （令和元年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・郷づくり推進事業交付金（市広報紙の配布方法）の見直し。神興東地域を除く地域は、自治会による配布から、市による直接配布へ（シルバー人材センターに委託） 	<ul style="list-style-type: none"> ・神興郷づくり交流センター、勝浦郷づくり交流センター工事・供用開始 ・宮司地区郷づくり推進協議会（宮司コミュニティセンター：指定管理者） ・津屋崎地域郷づくり推進協議会（まちおこしセンター「なごみ」：指定管理者）
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進室（組織改編：名称変更） ・まちづくり基本条例（改正内容の検討・改正なし） ・防犯灯 LED 化補助金開始（令和 2 年度～6 年度）、防犯灯電気料補助金見直し、名簿貸与廃止 ・自治会加入促進の手引き（改定版） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧津屋崎郷づくり交流センターを地域振興課に移管
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・郷づくりHPのリニューアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・津屋崎郷づくり事務所引越し（津屋崎行政センター一部修繕・改修設計）
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期福津市共働推進会議の設置（令和 4 年 4 月～6 年 3 月） 郷づくり推進事業における市と各協議会・自治会との共働のあり方（郷づくり基本構想の見直し）及び「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の見直し検討・他の関連条例制定の必要性について市長が諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ・津屋崎郷づくり拠点変更（「なごみ」→「津屋崎行政センター」） ・津屋崎行政センター改修工事（機能向上） ・福津市ボランティアセンターの閉鎖 ・福津市未来共創センター（キッカケラボ）の開設
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ課（組織改編：名称変更） ・第 3 期福津市共働推進会議からの答申 令和 6 年 3 月、郷づくり基本構想の見直し（実行プラン策定）及び郷づくり推進に特化した条例の検討を求める答申書を市長に提出 ・防犯灯電気料補助金の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・津屋崎郷づくり交流センターの整備

<p>令和6年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期福津市共働推進会議の設置（令和6年7月～8年6月） 第3期の答申で市に求めた内容（実行プランの策定・郷づくり推進に特化した条例の検討）を踏まえた市の改革の進捗状況をチェックするために存置する形で設置 ・交付金算定基準の見直し ・調査研究会議の設置（まちづくり基本条例等） ・第3期福津市共働推進会議の答申を受けた市の方針決定（庁議決定）、郷づくり基本構想の見直し（実行プラン策定）及び郷づくり推進条例（仮称）を制定 ・自治組織紹介チラシ（郷づくり推進協議会の活動内容、自治会の活動内容等）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・津屋崎郷づくり交流センター供用開始
--------------	--	--

(2) 構想・計画等

■まちづくり基本構想（抜粋）

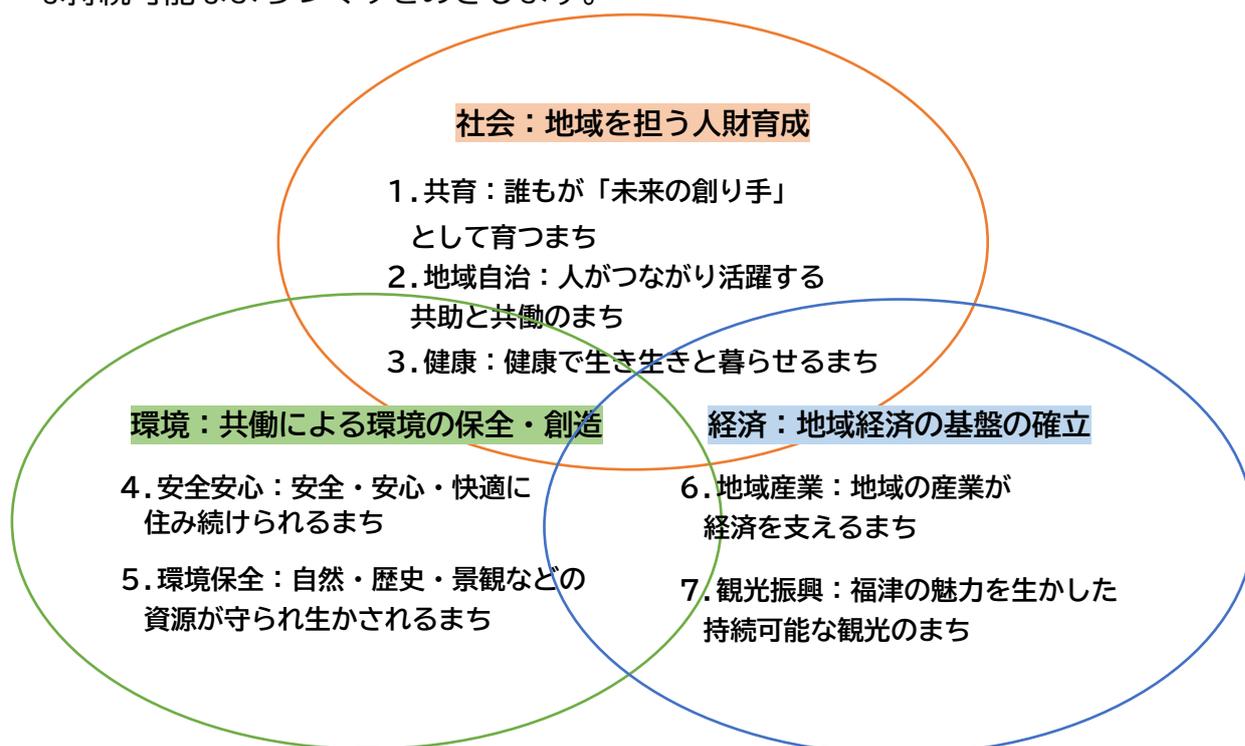
福津市の将来像

人も自然も未来につながるまち、福津。

多様な価値観や立場を互いに認め合い、市民一人一人が健康で幸せに暮らし続けられること、そして時代の変化を乗り越えられる持続可能なまちづくりを進めます。人も、自然をはじめとする地域資源も、経済も、生き生きと持続的に循環するまちの姿を未来へと継承する意味を込めて、本市の将来像を「人も自然も未来につながるまち、福津。」と決めました。市民同士のつながり、一人一人の自己実現、自然・歴史・景観などの地域資源の保全と活用を大切にすることで、人も自然も未来につながるまちをめざします。

[テーマ別目標像]

本市においては、環境保全、経済成長、社会的包摂（多様な人が公平に参加すること）という3つを調和させ、現在の世代と将来の世代の両方の希望を満たすような持続可能なまちづくりをめざします。



地域自治の実現に向けては、郷づくりの推進に力を入れました。市政運営のパートナーとして地域の実情に応じたさまざまな活動が進むように、郷づくりのしくみづくり、体制づくりを当初の目標に掲げています。

こうして、市民、NPO、ボランティア団体、企業、学校などが行政と情報や課題を共有し、それぞれが役割分担をしながら、対等な立場で一緒に汗して行動するという共働によるまちづくりをめざしました。

[郷づくりの背景]

地域自治の実現に向けて（第1次）総合計画で取り組んだ郷づくりは、8つの地域で自治を推進する協議会が発足し、地域の防犯・防災、福祉、環境・景観、子育て支援など、自分たちの暮らしを自分たちで守る取り組みが進められ、成果を上げてきました。

2018年（平成30年）3月には『郷づくり基本構想』を策定し、郷づくり推進協議会への権限と財源の移譲をさらに進めていくこととしました。

一方で、郷づくりをはじめとする市との共働の取り組みにおいて、担い手の高齢化や後継者不足が深刻な課題として顕在化しています。今後の市政運営にも大きく影響する課題であるため、早急な対応が求められています。

2. 地域自治

テーマ別目標像

人がつながり活躍する共助と共働のまち

☆基本方針1：郷づくりによる地域自治の推進を支援する

☆基本方針2：郷づくりの担い手育成と幅広い市民参加を促進する

☆基本方針3：さまざまな個人や団体間の共働を推進する

【2030年のイメージ】

地元で生まれ育った市民も、新たに引っ越してきた市民も互いにつながり、地域の中でそれぞれが自分の役割をもち、助け合いながら健康で幸せな暮らしを楽しんでいます。いろいろな世代が自分たちの「郷づくり」に関心を持って参加するようになり、支え合う活動が活発になってきました。自治会への参加はもちろんのこと、防犯・防災の自主運営組織への参加率も高く、さまざまな支え合いのしくみも市民主体で広がりを見せています。また、郷づくり推進協議会では、自分たちの地域に合った主体的な運営が進んでいます。こうした郷づくりの活動には、若い人や女性もたくさん参加しています。幅広い担い手がそれぞれのペースで運営に関わっているため、長続きしています。こうした市民間の共助はもちろん、市民や各種団体、企業などと行政との共働も進んでいます。

【取組方針】

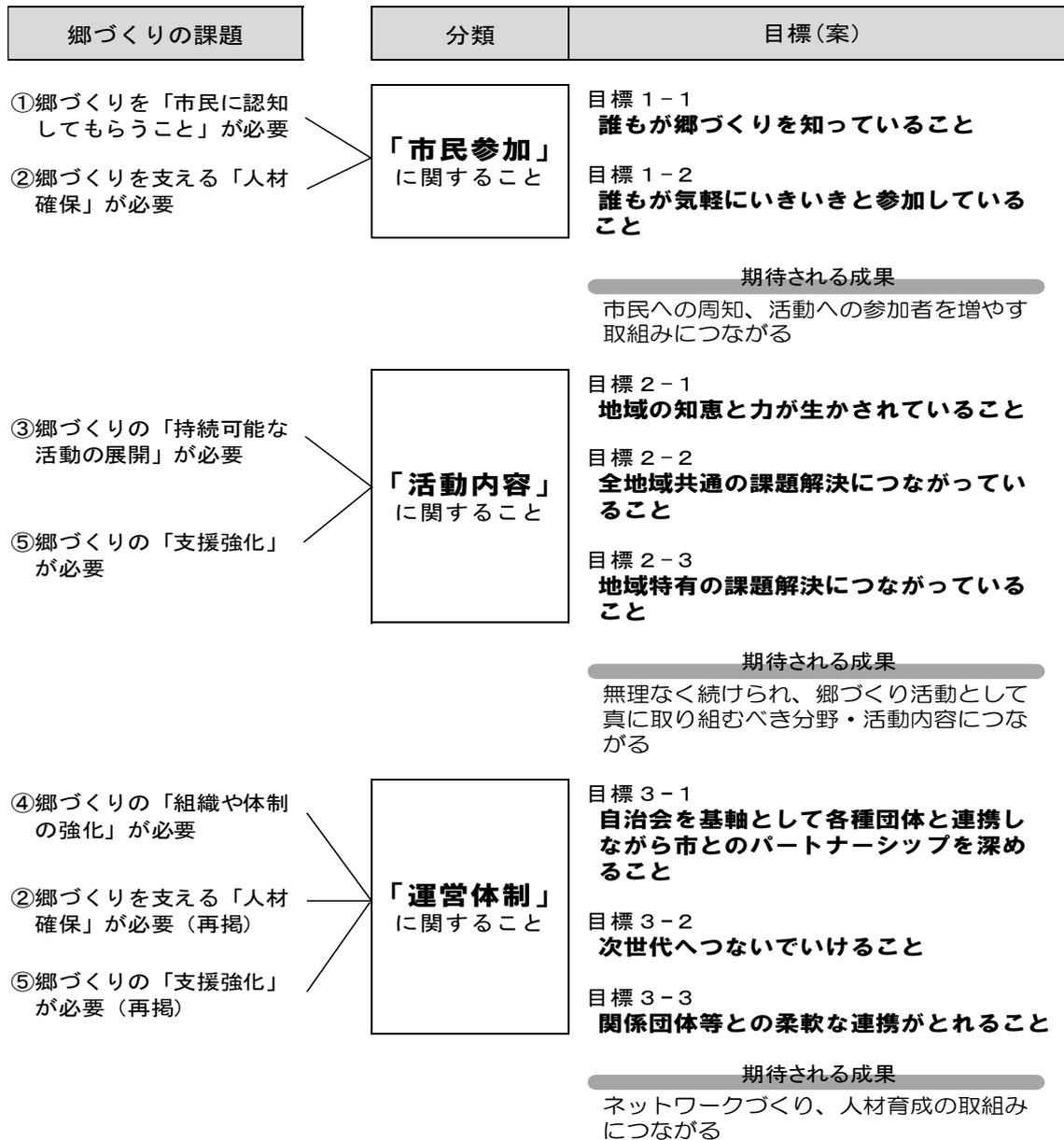
郷づくりの活動は地域自治の基盤です。郷づくりの基軸となる自治会単位の取り組みや郷づくりの活動をさらに充実させ、市民同士で助け合う心を育みながら、人がつながり活躍する「共助」のまちをめざします。また、誰もが未来への夢や希望を描き、語り合い、つながり合い、自立的に行動できる環境づくりが必要です。行政は丁寧な情報提供に努めることにより、市民、各種団体、企業などが行政と情報や課題を共有し、それぞれが役割分担をしながら、対等な立場で一緒に行動する「共働」のまちをめざします。

■ 郷づくり基本構想（抜粋）

将来像：人と地域の絆をつくる 郷づくり

全ての人（=市民）が生きがいを持って、いきいきと活動できる郷づくりを目指す。様々な団体・組織と連携しながら市民の手により、地域の課題を地域で解決していくことができる郷づくりを目指す。

人の絆、地域としての絆をそれぞれ深めるとともに、郷づくりを通じて様々な絆をより強くすることで、子どもから高齢者まで全ての市民が支え合いながら安心・安全に暮らすことができる郷づくりを目指す。



■まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

□産官学民共働による地域課題解決の促進

子育て支援の充実、高齢者の暮らしの支援、環境保全、地域防災力の強化、エリアによって異なる地域課題への対応など、行政だけで対応していくことがこれまで以上に難しくなっており、「多様なセクターとの共働」の重要性がこれまで以上に増してきています。しかし、行政と市民・企業等の立場の違いや考え方の違いから、共働の重要性は以前から認識されながらも、これまであまり積極的には取り組まれてきませんでした。そこで、多様なセクターとの共働をより進めやすい環境づくりを進めるとともに、地域課題の調査研究、さまざまな分野で活躍できる人材の育成等に取り組む中間支援の機能を構築します。

■（仮称）幸せのまちづくりラボ設立と運営

ライフスタイルの変化や家族構成の多様化などにともない、自治会活動や郷づくりといった地域活動の領域で、活動に参加する市民や担い手の高齢化や固定化が進んでいます。2019年に実施した市民意識調査では、自治会や組の当番、地域の清掃活動への参加率は33.7%、今後の参加意向は30.5%でした。一方、地域活動のイベントへの参加率は19.3%、今後の参加意向は30.5%、地域のボランティア活動への参加率は9.2%、今後の参加意向は23.5%と、いずれも、地域活動への参加意向はあるが実際には参加していない層が一定程度存在することがわかりました。

このような市民のかたがたが地域課題の解決に向けた担い手として活躍できるように、中間支援的な機能を設け、市民共働による地域課題解決の促進と人材育成に取り組みます。また、市外の企業や大学などが会員となって活動する（仮称）ふくつSDGsクラブを設置し、多様な関係機関との連携を進めます。

(3) 関連例規

■福津市みんなですすめるまちづくり基本条例

平成20年9月18日条例27号

私たちのまち福津市は、玄界灘に面した白砂青松の海岸、安らぎを与えてくれる川、希少動物を育む干潟、美しい田園、緑あふれる山などの豊かな自然環境を有しています。また、農漁業などを営む地域と住宅地域が共存し、人と人との温かいふれあいのあるまちです。

このような福津市が、住みたいまち、住み続けたいまちであることは、ここで暮らす私たちの共通の願いです。

私たちを取り巻く環境は変化し、従来のような国、県及び市が、一律的な施策やサービスを提供するやり方だけでは、地域の実情にあったまちづくりはできなくなってきています。地域の特性や身近な課題を最も知っているのは私たちです。

今後、私たちは、一人ひとり何ができるかを考え、子どもから大人まで誰もがまちづくりの担い手となり、知恵を出し、語り合い、共に行動し、私たちみんなの思いが反映された住みよいまちづくりをすすめるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者等、市議会及び市の役割と責務、その他まちづくりに関する基本的な事項を定め、市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、活動する人及び学ぶ人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業及び活動を行うものをいう。
- (3) 市民参画 市民及び事業者等が施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、主体的にかかわり、行動することをいう。
- (4) 共働 共通の目的をもった市民、事業者等及び市が、お互いの立場や特性を尊重し、共に行動することをいう。
- (5) 地域自治 市全域、小学校区又は行政区など、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向けて共に考え行動し、自らの地域のことは、自らの手で治めていくことをいう。
- (6) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者等及び市は、市民参画と共働を基本として、次に掲げるまちづくりをすすめるものとする。

- (1) 人と人とのふれあいを大切にし、子どもから大人まですべての人が安心して住むことができるまちづくり
- (2) 人が集い、語り、行動し、協力するまちづくり
- (3) 人の知恵を生かし、一人ひとりを大切にするまちづくり
- (4) 豊かな自然環境と受け継がれてきた伝統文化を大切にするまちづくり
- (5) 地域に誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちづくり
- (6) 地域の資源を知り、生かし、活気あふれるまちづくり
- (7) 子どもの思いが尊重され、健やかに成長できるまちづくり

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、互いに尊重し、地域自治をすすめるよう努めるものとする。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って、次世代に住みよいまちを引継ぐため、積極的かつ主体的にまちづくり活動に参加するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、地域自治をすすめる一員としての社会的責任を自覚し、市民や市が実施するまちづくり活動に参加しながら、地域との調和を図るよう努めるものとする。

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市民の代表機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めるところにより議決の権限を行使し、市の意思決定機関として市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市議会は、行政経営が適正に行われるように調査、監視機能を果たすとともに、議案提出権を積極的に活用するよう努めなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、社会情勢及び市民意識に柔軟に対応し、施策を着実に実現するため、簡素で機能的な組織編成に努めるとともに、効率的、効果的な行政経営を行わなければならない。

(総合計画等)

第8条 市は、住みよいまちづくりをすすめるため、福津市総合計画等(以下「総合計画等」という。)を策定し、総合的かつ計画的にこれをすすめなければならない。

(市民参画)

第9条 市民及び事業者等は、自由及び平等な立場でまちづくりに参加する権利を有するものとする。

2 市は、まちづくりの基本となる施策の立案にあたっては、意見聴取その他多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民及び事業者等が参加する機会を確保することに努めなければならない。

(共働)

第10条 市民、事業者等及び市は、共働で地域自治の課題解決に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する取組みに対し、支援するよう努めなければならない。

(地域づくり)

第11条 市民、事業者等及び市は、地域づくりの担い手であることを認識し、地域を守り育てるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めるものとする。

(情報の共有)

第12条 市は、保有する情報を積極的に公表及び提供を行うことにより、市民及び事業者等との情報の共有に努めなければならない。

2 事業者等は、自らが保有するまちづくりに関する情報を提供するよう努めるものとする。

(説明責任)

第13条 市は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民及び事業者等にわかりやすく説明しなければならない。

2 市は、まちづくりに関する市民及び事業者等の意見、要望及び提案等に対して、わかりやすくかつ速やかに応答しなければならない。

(行政評価)

第14条 市は、総合計画等に基づいた施策等の実施にあたっては、その成果及び達成度を明らか

にするため、行政評価を実施し、その結果を事後の施策等に反映させるよう努めなければならない。

- 2 市長は、第三者機関である行政評価委員会を設け、総合計画等に基づいた施策等の点検及び評価を受けるとともに、その結果をわかりやすく公表しなければならない。

(条例の見直し)

第15条 市長は、4年を超えない期間ごとにこの条例の内容を検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

■福津市郷づくりの推進に関する規則

平成26年3月26日規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、福津市みんなですすめるまちづくり基本条例(平成20年福津市条例第27号。以下「条例」という。)の基本理念に基づき、地域づくり活動に関し必要な事項を定めるとともに、地域の実状や課題に応じた住みよい地域づくりを推進し、もって、市民、事業者等及び市が共働で地域自治の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区 本市の区域内を地理的に分割した区域をいう。
- (2) 自治会 原則として行政区において1団体ずつ地縁により形成された住民自治組織で、市が認めたものをいう。
- (3) 郷づくり地域 原則小学校区を単位に、複数の行政区で構成される区域をいう。
- (4) 各種団体 対象とする分野ごとに市や関係機関と連携して、地域活動に取り組む団体をいう。
- (5) 郷づくり推進協議会 自治会、各種団体、ボランティア、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織で、条例第11条第2項の郷づくり推進協議会をいう。

(行政区及び郷づくり地域の設置)

第3条 本市に別表第1の行政区を設置する。

2 本市に別表第1の郷づくり地域を設置し、その区域は同表の行政区の欄に定めるとおりとする。

(自治会)

第4条 自治会は、別表第2のとおりとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、相互扶助の精神をもって自治会及び郷づくり推進協議会が実施する地域づくり活動に積極的に参加、参画するよう努めるものとする。

(自治会の役割)

第6条 自治会は、郷づくり推進協議会を構成する団体として、互いの主体性を尊重しながら地域づくりに関する情報の共有を図り、連携して郷づくり地域の地域づくり活動を推進するよう努

めるものとする。

(各種団体の役割)

第7条 各種団体は、地域自治の一環を担う組織として、郷づくりの推進に協力し、郷づくり推進協議会と地域課題を共有し、活動の連携を図るよう努めるものとする。

(郷づくり推進協議会の役割)

第8条 郷づくり推進協議会は、郷づくり地域内の市民、自治会、各種団体等の意見、要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、身近な生活課題の解決を行い、住みよい魅力ある地域づくりの推進に努めるものとする。

2 郷づくり推進協議会は、当該協議会の運営及びその保有する地域づくりに関する情報を広く地域内の市民に公開するよう努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、郷づくり推進協議会の活動を尊重し、地域づくりに関する情報を共有し、郷づくり推進協議会への支援を積極的に行うものとする。

2 市は、地域づくりに関する施策について、郷づくり推進協議会との共働のまちづくりの相乗効果が生み出されるよう配慮するものとする。

(郷づくり推進協議会の組織等)

第10条 郷づくり推進協議会は、地域づくり活動に取り組む実行主体として、次に掲げる事項を、当該協議会の会則で定めるものとする。

(1) 郷づくり推進協議会の最高議決機関としての総会の設置

(2) 会長その他役員を選出方法及びその役割

(3) その他、基本的事項

2 郷づくり推進協議会は、郷づくり推進協議会組織届出(別記様式)に代表者、専任事務局職員等の必要事項を記入し、会則及び役員名簿を添えて、毎年4月に市長に提出するものとする。

3 郷づくり推進協議会は、前項の届出事項又は会則及び役員に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出るものとする。

(郷づくり推進事業)

第11条 郷づくり推進協議会は、次に掲げる郷づくり推進事業に取り組むものとする。

(1) 基礎事業(全地域共通の取組)

① 自治活動推進事業

② 防犯灯管理事業

③ 協議会運営事業

(2) 自主事業(地域の実情に応じた取組)

① 高齢社会対応事業

② 自主防災力向上事業

③ 青少年育成事業

④ 環境、防犯、交流事業

⑤ 広報紙配布業務

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



福津市郷づくりガイドブック

令和7年2月発行

福津市市民共働部地域コミュニティ課
〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号
TEL. 0940-62-5017 FAX. 0940-43-9005
E-mail:sato@city.fukutsu.lg.jp
URL:<https://www.city.fukutsu.lg.jp>